

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和4年12月16日 午前10時～午後3時43分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 阿久根 憲 造
副委員長 犬 井 美 香
委員 瀬 尾 和 敬
委員 井 上 勝 博
委員 川 添 公 貴

委員 中 島 由美子
委員 下 園 政 喜
委員 帯 田 裕 達
委員 落 口 久 光

○その他の議員

議 員 成 川 幸太郎

議 員 坂 口 正 幸

○説明のための出席者

市民安全部長 上 戸 理 志
次長（危機管理担当） 遠 矢 一 星
市民課長 東 田 幸 一
防災安全課長 堂 元 光 信
原子力安全室長 宮 田 高 敬
環境課長 奥 平 幸 雄
課長代理 原 暢 幸
主幹兼生活環境グループ長 村 岡 実
施設担当主幹 藤 井 孝 彦
税務課長 山 口 隆 雄
収納課長 国 分 修

保育担当主幹 大 谷 知 子
保険年金課 山 元 茂
国保担当主幹 森 山 一 美
医療対策監 古 里 洋一郎
市民健康課長 黒 木 論

消防局長 佐 多 孝 一
消防総務課長 松 下 直 生
警防課長 濱 田 浩
予防課長 森 山 勝 男
通信指令課長 元 島 猛

市民福祉部長 小柳津 賢 一
障害・社会福祉課長 紙 屋 一 朗
高齢・介護福祉課長 中 俣 賢一郎
保護課長 新 川 皇 祐
子育て支援課長代理 吉 満 直 哉

水道局長 今 井 功 司
経営管理課長 橋 口 公 男
上水道課長 今 村 淳 一
下水道室長 松 野 信 作

○事務局職員

議会事務局長 道 場 益 男
議事調査課長 川 畑 央

課長代理 前 門 宏 之
議事グループ員 山 口 仁 美

○審査事件等

付 託 事 件 名		所 管 課
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)		消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第129号 令和4年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 議案第137号 令和4年度薩摩川内市水道事業会計補正予算 議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第141号 令和4年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 (所管事務調査)		経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 室
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)		市 民 課
(所管事務調査)		防 災 安 全 課
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)		原 子 力 安 全 室
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)		環 境 課 税 務 課 収 納 課
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第134号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第145号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)		市 民 健 康 課
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)		障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第135号 令和4年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第146号 令和4年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)		高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 (障害・社会福祉課)
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)		保 護 課 子 育 て 支 援 課
議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第133号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 議案第136号 令和4年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第147号 令和4年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (所管事務調査)		保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)

△開 会

○委員長（阿久根憲造）ただいまから生活福祉委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議ありませんので、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において、随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（阿久根憲造）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、議案第128号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に、補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書、第9回補正の67ページをお開きください。

9款1項1目常備消防費は、補正額1,050万3,000円の増額です。

内容としましては、右側説明欄を御覧ください。

常備消防一般管理費の事項の増額は、台風14号に伴い、職員招集による職員手当等の増額です。

消耗品費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただき、救急隊員への感染防止を目的に感染防護具の整備と、令和5年度の新規採用職員の手袋の購入のための増額です。

光熱水費につきましては、電気料金の値上げ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための分散勤務等による使用料の増加に伴う増額です。

備品購入費につきましては、令和5年度の新規採用職員の制服等の購入です。

常備車両管理費の事項では、燃料費の高騰による増額です。

次に、3目常備消防施設費では、333万3,000円の増額です。

内容としましては、右側説明欄を御覧ください。

常備消防施設費の事項で、東部消防署の訓練棟解体による増額です。

訓練棟は昭和58年に建築し、経年劣化により鉄骨が腐食し、使用できない状況であり、また鉄骨の落下等の危険が伴うことから、早急に解体する必要があります。補正で計上したものであります。

次に、13ページをお開きいただき、第3表、繰越明許費を御覧ください。

9款1項は、先ほど御説明しました東部消防署訓練棟解体事業につきましては、年度内に工事が完了する見込みがないことから、繰越明許費とするものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第140号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書、第10回補正の37ページをお開きください。

9款1項1目常備消防費は、補正額924万1,000円の増額です。

右側説明欄を御覧ください。

常備消防一般管理費の事項で、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の交付に伴い、これに準じて職員の給与改定に伴います補正となったものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めま

す。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○予防課長（森山勝男）まず、委員会資料の2ページを御覧ください。

初めに、1、消防団員確保強化期間「プロテクト・キャンペーン」についてです。

消防関係機関と市長との対話、令和プロテクト・トークで、減少傾向の消防団員確保を目指して、9月から11月までの3か月間、消防団員入団促進を図るべく、記載の4機関がプロテクト・キャンペーンに取り組みました。

続いて、3ページです。

上段、3の解体家屋を活用した検索・救出訓練についてです。

10月30日曜日、入来町浦之名、旧大馬越小学校付近の解体予定の家屋を活用させていただき、消防団単独での活動を想定した検索・救出訓練を実施しました。消防団東部大隊と東部消防署職員、合わせて32名の参加で、実りある訓練となりました。

次は、4ページ下段、6の「防火ポスター・図画作品」の展示についてです。

11月9日から12月9日まで、SSプラザせんだいと消防局で防火ポスターや図画の展示を実施しました。消防局と防火管理協会が合同で募集したところ、市内保育園、幼稚園、小学校から151人もの応募があったもので、入賞以上の58作品を展示し、火災予防を訴えました。

次に、5ページ、7の緊急消防援助隊合同訓練についてです。

上段が全国合同、下段が九州ブロック訓練です。

全国合同訓練は、11月10日から15日の6日間、静岡県富士山静岡空港西側の県有地で、全47都道府県700隊、約3,000人が参加し、実施されました。鹿児島県からは合計17名、記載のとおり、本市消防局、鹿児島市、大隅肝属消防から参加し、本市隊員は救急小隊、後方支援隊として活動しました。

九州ブロック訓練は、11月26日から28日

までの3日間、沖縄県中城湾港マリンタウンで、九州各県から消防隊146隊、566人の消防隊員が参加し、実施されました。鹿児島県からは合計25隊、92名、うち本市隊員は計3小隊、11名が会場輸送で投入した車両・資機材で、消火、救急、後方支援小隊として活動しました。

次は6ページ、8の秋季全国火災予防運動に伴う消防演習についてです。

秋の火災予防運動の一環として、期間中、手打小、育英小で消防演習を実施しました。火災予防思想の一層の普及を図ることを目的として実施したもので、今後も機会を捉え、消防演習を実施していきたいと考えております。

続いては7ページ、10の消防団年末特別警戒及び消防出初式についてです。

まずは、（1）年末特別警戒が12月28日、29日、20時から23時まで、各消防団車庫詰所及び管内区域で実施されます。各地域の火災予防活動を行うもので、昨年同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、人員制限と時間短縮で実施します。また、これに伴う激励巡視も、例年同様、8ページまで記載のとおり、方面隊ごとに巡視官を定め、計画しております。

8ページの下段、（2）令和5年薩摩川内市消防出初式は、表に記載の日程と場所において、こちらも同じくコロナウイルス拡大防止の観点から一部縮小して実施する予定です。

次は、10ページになります。

12の薩摩川内市消防団所属別人員についてです。

11月30日現在の数値となっており、分団ごとの人員を表にしております。

表外下の1行目に記載してありますが、団員数は機能別団員を含め1,206人で、充足率は92.2%です。

また、表外に記載してありますプロテクト・キャンペーンによる入団促進で7名の団員が入団手続を済ませております。なお、うち2名は女性団員です。

最後になります。

11ページを御覧ください。

13の火災・救急の発生状況について説明いたします。

（1）の表になりますが、11月末現在、火災

は39件発生し、前年と比較すると10件増えております。損害額はまだ調査中で、算入していない火災の分があります。暫定の数値として御覧ください。

救急については4,246件で、567件増えております。

次に、この右側にある小さな表は、火災による死傷者数の表になります。表にありますとおり、今年は死者が2名、負傷者が2名発生しております。

続いて、(2)と(3)の表は、地域別と月別の火災発生状況の表になります。

(2)の地域別火災では、川内地域で8件増加、(3)の月別火災発生状況では、3月の5件増加が昨年比較で目立った数値となっております。

次に、火災種別で見ますと、建物火災が昨年で8件増加しており、そのほかの火災種別はほぼ横ばいとなっております。

本年も残り半月となりますが、建物火災の発生が多かった年と言えると考えております。

次に、(4)と(5)の表は、地域別と月別の救急の発生状況の表になります。

(4)地域別救急発生状況では、川内、樋脇、東郷地域の順に件数の増加が見られます。

また、(5)の月別救急発生状況では、1月から11月まで、毎月の件数が昨年件数と比べるとどの月も増えており、減った月はありません。救急件数は増え続けていると言えます。

なお、(5)、表の一番下の行に記載してありますドクターヘリ要請につきましては、11月までに67件要請、表にはございませんが、昨年と比較すると16件減っております。

なお、括弧の15件はキャンセルした件数です。要請はしたものの、救急隊の現場判断、天候不良などでキャンセルとなったものです。

表にはございませんが、救急の種別では急病が最も多く、全体の57%近くを占め、転院搬送、一般負傷と続いております。また、救急搬送された方のうち、高齢者の割合は約70%で、次いで、成人、少年の順となっております。

(6)の表は、昨年中の火災・救急件数等です。参考までに御覧ください。

○警防課長(濱田 浩) 当日資料で、お知らせさせていただきたい行事について、お時間を頂

けないでしょうか。

○委員長(阿久根憲造) 資料の配布、お願いします。

[資料配付]

○警防課長(濱田 浩) お手元に配付させていただきました県警からのお知らせについて、御説明させていただきます。

九州各県持ち回りで開催されております九州管区広域緊急援助隊合同訓練が、年明けの1月25日、26日の2日間、開戸橋付近の川内川左岸において、本市で計画されているところがございます。この訓練は、所管事務調査で報告させていただいた九州ブロック緊急消防援助隊合同訓練の警察版ということで御理解ください。

訓練の内容については、今後、詳細に計画されていくところですが、消防局、消防団にも参加について協力依頼がありましたので、訓練項目に応じた体制で対応したいと考えているところです。

当日の参観については、資料中段に記載がありますとおり、新型コロナウイルス感染防止のため、一般観覧席は設置されないことと、それから、1月10日頃から現地の立入規制が予定されておりますので御確認いただきたいと思います。

○委員長(阿久根憲造) ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(井上勝博) 救急件数が増えているということで、年々、増加傾向にあるのかどうかということがまず一つ。

そして、この件数と、救急車の台数や救急隊員の定数との関係というのはあるのかどうかということも教えていただきたいと思います。

○警防課長(濱田 浩) 救急件数の増加傾向が続いているのかということと、それから救急車の台数ということでの問合せに回答させていただきます。

救急件数については、令和元年、4,435件が薩摩川内市の救急の最多件数でしたが、コロナウイルスが全国的にはやるようになって、令和2年、令和3年と減少したところでございます。しかしながら、令和4年につきましては、先ほど説明がありましたとおり567件という増加傾向で、恐らく今年がこれまでの最多件数になるので

はないかと考えているところでございます。

救急車の台数につきましては、消防力の整備指針の中で台数等は決まっておりますが、消防局管内においては、本土地域に5台、それから甌地域に2台というところで、整備指針に基づく基準は満たしていると考えているところでございます。

ただ、今後、高齢化が更に進む、あるいは救急需要が更に高まるということであれば、様々な議論を進めた中で検討すべき事項ではありますが、現状の体制で対応できているのかなと考えているところでございます。

○委員（井上勝博） そうすると、人口との関係で指針が決められているという理解でいいんですか。それで、救急件数が増えていくということとの関係は指針にはないということなんですか。

○警防課長（濱田 浩） 救急車の配備台数につきましては、人口に基づいて配備台数が決まっていることと、あとは地域の実情において増減可能であるということで、薩摩川内市の場合は本土地域の5台と、それから甌地域の2台というところで台数は決めております。

○委員（井上勝博） そうすると国のほうは、ここは人口が9万幾らだから、救急車を購入する地方交付税の関係はもう決まっていて、それ以上増やそうと思ったら一般財源を出すしかない、そういう関係になるんですか。

○警防課長（濱田 浩） 救急車の購入につきましては、一般財源だけでの購入ではなくて、様々な国の補助等もありますので、それらを活用した中で、現在、配備している救急車、消防車を含めて購入しているところでございます。

○委員（瀬尾和敬） いつも丁寧な資料を提出していただいて、感謝申し上げます。私自身、かつて消防団員でありましたので、消防の業務に関しては常に注目しております。

たくさんある中で、とりわけ、このプロテクト・キャンペーンについてお伺いしたいと思いますが、市民運動会のときにもキャンペーンをしておられました。涙ぐましい努力だなと考えておりました。結果的に、このプロテクト・キャンペーンをされて、7名が応募されたということでよろしいんですか。

○警防課長（濱田 浩） 今回、9月から11月末日までキャンペーンに取り組むというこ

とで、強化期間ということで、消防局、消防団、それから消防後援会、あと地域の方々の協力を頂きながら、いろんな声かけの機会をつくらせていただきました。

その中で、期間中については7名の方に既に入団を頂いておりますが、来年度の、新年度からの入団ということで更に9名の方に御相談を頂いていますので、キャンペーンの効果が少なからずあったのかなと考えているところです。

○委員（瀬尾和敬） かつて、消防団員であることは一種のステータスといいますか、地域に貢献できる、名誉ある仕事だったと考えています。それが、いつの頃からかだんだん消防団員のなり手が少なくなった。これ、とても残念なことだと思っています。

例えば小学生なんかに「将来何になりたいですか」というと、「消防団」とかいう子が結構多いんですが、それがいつの間にか消防団員にならない雰囲気ができている。これはもう、世の中の仕組みでそうなっているのかもしれませんが。ここはある意味、ゆゆしき問題ではないかなというふうに考えているところです。

消防団員の所属別人員についてというのが12番のところにうたわれていますが、大方が条例定数より少ないというところです。なおかつ、赤で示されている中でも、これ以外にも、例えば団員であっても仕事の都合でどうしても団員活動ができないという、言葉は悪いんですが、幽霊団員みたいな方もいらっしゃるように聞いています。

そんな観点からしまして、この少ない人員で、現在とても困っている状況なのか。もしくは、数が少ないからといって、また新しく入団を促進するのか、条例定数を少しここで、ぐっともう一回見直すべきなのかとか、いろんなことを考えられないものかなと思うんですが、いかがなのでしょう。

○警防課長（濱田 浩） 今後の入団促進につきましては、今回、プロテクト・キャンペーンを実施する中で、地域の方々に様々な声を頂きました。私も実際、チラシを配った中では、消防団員って少ないんだという声結構多くありましたので、消防団員がまず減っているという現状をお知らせするとともに、それらを踏まえて、今後は条例定数につきましても、市町村合併当時に条例定

数を決める中で各分団の定数というのは決めてありますので、各地域の世帯数、人口、そういったものも踏まえて、また条例定数の見直しという部分についても議論が必要なのかなと考えておりますので、今後、各地域の方々と十分な議論を進めた中で、高齢者しかいない、あるいは若者がいないという話があれば、そこで対策というものはしっかりと議論して、この定数というのは見直すべきものかなと考えているところでございます。

○委員（瀬尾和敬）ここは今後、薩摩川内市の消防団がどうなるかという大きな分岐点にもなるうかと思えます。大変かもしれませんが、この委員の中には消防後援会長もおられますし、いろんな各方面の判断をまとめられて、そして、いいふうに消防団が存続、活動されますように祈念したいと思えます。

○委員（落口久光）ちょっと話、戻りますが、先ほど、救急の件数が増えているというのに関して、答弁の中で高齢化の話があったと思うんですが、やっぱり高齢者の方が全体的に多いのか。それとも、最近傾向が変わってきて、高齢ではない方が多い、もしくは特段して例年に比べて疾患とかそういうので傾向の差があったのかどうか、ちょっと確認したいと思えます。

○警防課長（濱田 浩）救急搬送の増加の中での傾向の変化というか、そういうものがあったのかという御質問だと考えますが、これまで救急搬送された方の人口分布というのは毎年確認をしています。その中で件数が増える、あるいは減ったということがあったんですけど、基本的には65歳以上の高齢者というのが大体70%を占めまして、その70%の中で更に75歳以上という方の人数を拾うと、高齢者の搬送の件数については、75%が75歳以上の方を搬送しています。

それと、病歴的なものから申しますと、急病に対して疾患の変わりがあるのかというところは、特に際立って目立った部分は確認できておりません。あとは、一般負傷という取扱いの中で、自宅で転倒した、あるいは階段を踏み外したという、そういうけがについても、高齢者の割合が増えているかということ、先ほど申しましたとおり、70%というところで推移しておりますので、各事故種別に応じて数的な部分は、それぞれ増えているのかなと。

ただ、急病に関しては、今回、非常に搬送事例が増えておりますので、今後も注視して、どういった対応というか。本庁の関係課とも話をしながら、高齢者の方への声かけの必要性というところは検討していきたいと考えております。

○委員（落口久光）急病が増えたということなので、やっぱりそこは、もし事前にいろいろ注意喚起する必要があるようであれば、市民健康課とかそういうところとも連携を取りながら、市民の皆様への周知とか、そういうのも必要ではないかと思えますので、データに基づいて、また横の連携を取っていただきたいと思えます。

○委員（下園政喜）今、高齢者の問題が出ましたが、今、消防局の方々が独居老人の住宅を家庭訪問されております。大変ありがたいことだと思いますが、地元には地元で民生委員の方々が非常によく回っていただいておりますが、消防局と民生委員の連携は取れるのかということと、消防局の独居老人のところを訪問する訪問内容です。昔は、かまどの検査とか、よく消防団で行かされていた、そういう火の元に対する検査なのか。それとも、高齢者のためどこまで調査されているのかをお聞かせいただけませんか。民生委員との連携と。

○予防課長（森山勝男）御質問、ありがとうございます。

まず、独居老人の訪問について、民生委員との連携ということで御質問を頂いたかと思えます。

訪問をする際、コミュニティとか、あと民生委員の方々にも文書をこちらから発送させていただいて、期間と、あと地区名というところを事前にお知らせしまして、民生委員の方々と一緒に回れるときは一緒に回ったり、ちょっとかなわない場合は、消防隊員だけで訪問したりするという形になっております。

訪問内容についてですが、最近の世の中の事情等もありますので、昔はお宅の中に許可があれば入ったりして、台所周りとか、お風呂の周りとか、そういう火の周りの点検をさせていただいていたんですが、今はちょっと上がったりとかするのは、コロナや感染がちょっとあるので、もう玄関の外で、対話で、困っていることはないかとか火の周りどうですかとかそういった問いかけ、それについてお答えを頂いて、もし心配なこ

とがあればお聞きして、口頭でお話しさせていただくとか、そういう形になっています。

○委員（下園政喜）訪問してもいらっしやらないところもあると思うんですが、それでも100%回るんですか。

○予防課長（森山勝男）いらっしやらないときは、チラシを最初準備しておりまして、ポストとかそういったところに挟ませていただいて、今日は消防局のほうで火の周りの点検にお伺いしましたと、今後も火の周りお気をつけくださいという形で、再訪問したりする場合がありますけれども、何度も何度も行くわけにはいかないので、チラシにおいて対応させていただいているという現状です。

○委員（川添公貴）私も救急に関して3点ほどお伺いしてみたいと思うんですけど、現下、コロナが一向に収まらず、救急搬送に御苦労されているというのは十分承知をしているところなんですけれども、その関係で、病院の受入れがスムーズに行っているのかというのが1点、それから熱等があった場合はかなり厳しい状況下に置かれているというのは理解しているので、搬送時間がどのように変化をしたのかということ、この点を1点。

それから2点目なんですけど、あってはならないことなんですけど、従来、タクシー代わりに救急車をお呼びになるような事案が結構散見される状況なんですけれども、これも相変わらずあるのかどうか。総体的に、呼ばれば必ず出動はしなきゃいけないということなんですけど、そこ辺をどれぐらい把握されているのかということ、これは2点目です。

3点目が、やはり今ほどいろんな方から意見が出ますけど、高齢化等々が進んでいくと、どうしても搬送事案が増えてくるだろうと思うわけなんですけれども、救急隊員の要請を今後やっぱり図っていく必要があるんじゃないかと。予算が足らなければ、追加で補正でも何でも組んで、救急隊員の養成を図っていったって、ソフト面を充実して、それからハードの、先ほど出ましたように、体制を5から6、7とかというのができていくだろうと。要は、プロがいないと、箱だけあってもどうしようもないので、先に養成が必要なのかなと思ってはいますけれども、そこ辺がどのようになっているのかということ、この大きく3点だけ教えていた

だければと思います。

○警防課長（濱田 浩）3点の質問を頂きました。

その中で、1点目の受入れがスムーズにいつているのかというところなんですけど、今回、コロナが薩摩川内市においてもかなりの数、7月、8月、9月、発生して、対応したところではございますが、時間的な部分をちょっと紹介させていただきますと、コロナが広まる前の例えば令和元年で、救急隊が現場に滞在した時間の平均的数値になるんですが、これが16.1分でした。そして、今年、令和4年1月から11月までのデータにはなるんですが、現在、18.1分、約2分程度、現場の滞在時間がかかっております。ここについては、当然、救急隊の感染に対する注意であったり、あるいはその方の、仮に熱発の方がいらっしやればマスクを着用していただくなどの対応と、それから医療機関の受入先というところで若干の時間がかかっているのかなと考えております。

基本的に、救急の搬送困難事案については、現場の滞在時間が30分以上、かつ医療機関の照会回数が4回以上というのが国が示しているものでございますが、令和元年1月から11月までの間で救急搬送困難事案は42件でございました。そして、今年1月から11月のデータが72件でございますので、若干、全数的な件数から見るとそんなに多くはないんですけど、例年とすると、数はやっぱり増えているのかなというところはデータとしては出ておりますので、今後、また医師会等とも十分協議・連携しながら、受入れがスムーズに進むように対応したいと考えております。

2点目の、タクシー代わりに使われている方はいらっしやらないかということでございますが、ここについては、通報段階で通信司令課の方で十分な聞き取りをやった中で、例えば御自分で行く手段はありませんかと。熱はちょっとあるけど、移動手段がないとかという方については対応するんですけど、近所に御家族の方がいらっしやればそちらで対応できませんかという話等はしているところでございます。

そして、また現場に行って、救急隊のほうも十分な観察の上、救急車で搬送する必要があるのかというところは十分判断しながら、御家族対応という形で現場を引き上げることもありま

すので、救急車の適正利用というところはこれから十分広報しながら利用していただくようお願いしたいと考えております。

3 点目の高齢者が今後多くなるということで救急需要が増す、その中で隊員の養成についてでございますが、救急隊員については、県の消防学校で実施されております救急科、年明けに 2 か月程度あるんですが、それに職員を毎年派遣し、今回も 3 名の職員を派遣して、その救急科を卒業した段階で救急隊員としての資格というものが出てきます。それから先に 5 年間の救急隊員としての活動か、あるいは救急時間の活動時間が 2,000 時間以上ある者について、今度は救急救命士の研修所に入校資格が出てきますので、そこについても、今後、毎年約 9 か月間の研修期間に救急救命士についてはなりますので、派遣期間が長期にわたりますので、職員が対応できるのかどうかというところを判断しながら、県の消防学校への派遣、並びに救急救命士の研修所への派遣等は計画的に進めていければと考えているところでございます。

○委員（川添公貴） 了解しました。かなり救急、病院等の搬送については御苦労されているだろうというのは思っていたところでした。そういうものもある中で、タクシー代わりに使われるというのはいかなるもんかなという面がありましてお聞きしたところでした。

一方で、世間的には、自分で行けるような方が救急車で行った場合は有料化という言葉も、今、出てはきているんですけども、やはりその前に、今おっしゃったように、しっかりと適正利用の広報活動をいっぱい市報に載せたりしていただいて、ほかの本当の救急搬送しなきゃいけない方に車が回るような体制を宣伝していただければありがたいと思っていますところ。

それから、やはり消火活動、予防活動、救急活動、多岐にわたるわけですけども、救急については、今おっしゃったように長期間かけて育成していかなければいけないということがあるので、やはりそこは定数と関連してくるんですけど、しっかりとそこは分けて、増員を図っていただくようにしていくのがいいのかな。

というのは、たくさん救急に行っていただくと、今度は消火のほうが、それから予防活動とか啓発

活動などの人が減ってくるわけですよね。かなり負担がかかってくるんで、そこ、しっかりと今後、定数というか、そこを分けていただいて、やっぱり育成枠というのを設けていただくような形で運営していただければいいのかなとは思っています。

そもそもなんですけど、もともと広域連合でしたから、そのときには定数に入っていなかったんですよね、合併前薩摩川内市の自治体職員数。今、人数の中には消防は入っていなかったんですけど、それが今、合併して一つになったもので定員に入っているんです、その人数に。ですから、消防とその定数は、私、もともと分けるべきだという考えを持っているんですけど。だから、しっかりと消防で、そこ辺は足りない部分は増やすというような形で動いていければなどとは思っているところです。現場からも、しっかりと人数の要求等もされることがあってもいいのかなとは思っているところでした。

○委員（落口久光） 先ほど、独り世帯の見回りの対応の件、説明があったと思うんですが、12月6日に東京消防局が報道発表している中野消防局で起きた見回り対象者の名簿の横流しの件というのがあったかと思うんですけど、本消防局でこの手の名簿の管理がちゃんと徹底されているのか。今、どういう管理のされ方をしているのか。もし説明できるのであれば、お願いいたします。

○予防課長（森山勝男） 名簿の管理ということで御質問を頂きました。

市の本庁と連携しまして、その名簿というのは消防局も頂いております。本庁からの指示もありまして、個人情報ですのでもちろん厳重に管理をして、データもしくは紙で、漏れることがないように、そこは現場の上席の職員から全て指示を出しておりますので、そういうことがないように注意はしているところであります。今後もそのようにしていくつもりであります。

○委員（落口久光） 報道の内容を見ると、自宅の家宅搜索したときにコピーがあったというふうな報道があったみたいなんですけど、一般的にはペーパーで管理するのがいいということで、この辺の個人情報は極力ペーパー管理というふうにしている企業とかも多いんですけど、コピーが安易にしやすいとかいうのを考えた場合に、本当にそれでいいのかなという気がするのと、先ほどの説

明の中でデータと紙ということを言われていた
で、どっちなのかな。二元管理もちょっとまずい
かなというのと、データの場合、抜き出せたらち
ょっとやっぱりよろしくないかと思うので、今回、
広域化の話も出ているので、そこに絡めたやつで、
システムの中にもうその情報を組み込んで、デー
タをもう抜けないようにして、なおかつペーパー
でも管理できないようにしていくのが一番いいの
かなという気もしないじゃないんです。

先ほどの東京の事例でも、担当者を決めてやっ
たというような話も聞いているんですけど、その
担当者も、生活環境が変わったりとか、経済的に
ちょっと問題を抱えたりとかなってくると、どう
してもそっちのほうに横流しとか、そういうふう
に手を染めたりというのが出てきたときに、や
っぱり止められないところがあったりしますので。
任命したときはよかったけれども、その後、何年
かたってから、ちょっと状況が変わるとかなって
くると、人に依存した管理の在り方というのにつ
いても手を入れていくべきじゃないかなと。

今回、いろいろ投資をするというタイミングの
状態になっているので、そこに合わせて何かそう
いうものができないものかどうか、それをちょっ
と所感も聞かせていただけますでしょうか。

○予防課長（森山勝男） 委員から今、いい御
提案を頂きましたので、今後、広域化を含めた通
信指令の状況が今進んでおりますので、そういう
ことができるか研究してまいりたいと思います。
ありがとうございます。

○委員（中島由美子） 本当に消防の方々は、
救急と消火隊ということで、いつも本当に心配し
ていただいております。また地元の消防団も、この時期になると火の用心で回
っていただいたりしていて、本当にいろんな喚起
がされているなと思っています。

そこでちょこっと、大したあれじゃないんです
けれども、防災センターもよく使われていると思
うんですが、やはり火事は我が家でしっかりと注
意ができるものかなと思っています。そうし
た中であって、消火器の管理ということで、数年
前には数年に一度ぐらい消火器の使用期限とい
うか、消火剤を替えるのが自治会を通じて言っ
てきたことがあって、結構ちゃんと替えていたん
ですが、最近そのあたりがなくて、気がついてみれば

期限が過ぎているなというのが多々あって、自
分でどうやって替えていくのかなという御相談を受
けたりしているんですが、そのあたり結構定期的
にいただいていた感があったんですが、最近
全くないんですけど、どうしていくか、また広報
をしていかれるおつもりはないか。

あともう一点、火災報知器の部分も電池切れは
ないですかとか、結構広報紙にも書いてくださ
っていてありがたいなと思っていました。女性消防
団が結構回ってくださって、そのあたりの点検と
かいうのもされていたんですが、最近はどうな
っているのか。やっぱり高齢者宅はなかなか難し
いものもあるのかなと思っていますんですけど、お考
えをお聞かせください。

○予防課長（森山勝男） 消火器と自宅用火災
警報器の関係を御質問頂きました。

消火器について、今、中島委員がおっしゃった
ように、昔というか自治会でそういった共同購入
をされて、時期を見て詰め替えの案内、自治会単
位でされていたという話は結構消防も把握してお
ります。

そこを我々が率先してやるわけではないんです
けれども、住宅用の消火器の備えというのはして
いただくようにお勧めはして、広報もやっている
ところです。

消火器の詰め替えについては、期限が消火器に
記入はしてあります。なので、その期間だったら
詰め替えていただいてもいいんですけども、期限
を過ぎると、ちょっと法が変わりまして、消火器
の事故がちょっと多発しておりまして、消火器自
体の容器とかそういう検査をしなければならなくな
ったので、それが結構高額で、もう新しく購入
したほうが安いということがあります。

なので、そういう内容を広報紙でも結構お出し
していただいているんですけども、先ほど、下園委
員からありました訪問するときにもそういった情
報もお話をしております。

今後も続けて広報してまいりたいと思っていま
す。

住宅用火災警報器については、今も申しました
とおり、訪問の際も、住宅用の火災警報器は必ず
ついてますかと、点検されていますかということ
も併せてしております。なので、女性団員の方が
回っていらっしゃったとかそういう話もあります

けれども、これも各分団のほうで、特に火災予防運動とか、そういったときに分団独自で回ったりする場合もあります。消防の場合も、先ほど言いましたとおり、訪問する際には伝えておりますし、広報紙でも訴えているんですけども、なかなかやっぱりこういう住宅用火災警報器というのは生活の二の次にやっぱりちよつとなってしまう。日常ではあまり気にされない方が多いので、何かあったときに役立ったときに、ああよかったというものですので、こちらからのアナウンスが必要なのかなと思っておりますので、今後も根気よく続けることが大事だと考えております。

○委員（帯田裕達）私のほうから二、三、お伺いします。

薩摩川内市消防局は、横浜消防局と人事交流、それから消防局同士の交流をなさってもう5年、6年ぐらいが経過しようとしていますが、この横浜消防局との人事交流で、薩摩川内市消防局の職員のスキルも向上していくと思うんです。だから、その成果はどのようなものが上がっているのかお答えください。

○消防総務課長（松下直生）今、帯田委員の質問の横浜市への派遣の効果についてということでお答えさせていただきます。

平成29年度から、横浜市消防局へ派遣研修をさせていただいております。規模や環境、組織風土の異なる横浜市消防局において職務に従事することにより、本消防局では得られない知識や経験を得ることで、視野の拡大や柔軟な発想を身につけることや、経験を糧として本消防局の活性化や業務の連携が図られ、非常に有効な派遣研修であります。

また、今年派遣した職員による研修報告会を行いまして、まだ派遣されていない職員が希望する職員も多いという非常によい派遣研修であります。

○委員（帯田裕達）今、課長から、るる説明がありましたが、非常にスキルアップにつながっているようでありますので、ぜひこの人事交流は、やはりそれぞれの消防局を通じて継続できるように予算要求もしていただきたいと思います。これは強く要望します。

次の質問に入りますが、甌島振興局に消防局の職員を二人送っていらっしゃいますが、この振興局の職員は、もう一般職の仕事をしているような

ことも聞きますが、この目的は何なのか教えていただきたい。

○消防総務課長（松下直生）振興局と下甌支所の方に1名ずつ派遣しております。防災体制の強化ということで、甌島振興局が組織見直しで再編されたときに、防災力の強化ということで職員を派遣しております。

防災業務に携わりながら、一般行政の部分も業務で行っているというところが現状であります。

○委員（帯田裕達）防災力の強化というのは分からんでもないんですが、まだ初年度です。1年目です。なかなか1年目で成果というのは出ないかもしれませんが、それが果たして、何か疑問に思う点も結構あるんです。消防職員としていろんなことをやっているならだけど、普通の一般職としていろんな仕事をしながら防災力の強化というのも図れるのかなと、そこ辺も疑問視するところですが、そこ辺も1年しかたってないですけど、やっぱり経過をちゃんと見極めて、継続するのか、こっちの消防職員も僕は足りないような気がしますので、それがもう十分成果が上げられるのか、そこはちょっとまた検討していただきたい。

それから最後の質問です。

消防職員もコロナの感染者になられたこともあったり、それから、濃厚接触者で仕事ができないということもあったと思いますが、この感染に至った職員の数はどれぐらいあったんですか。

○消防総務課長（松下直生）職員のコロナに感染した職員については、延べ36人でございます。

○委員（帯田裕達）濃厚接触者で勤務できなかった人数は、延べどれぐらいですか。

○消防総務課長（松下直生）濃厚接触者で勤務できなかった職員については、延べで91名であります。

○委員（帯田裕達）少ない人数じゃないですね。その91名、三十何名、救急隊、消防を含めて内勤もありますが、含めて勤務に支障はどのようなことがあったのか。

○消防総務課長（松下直生）今、申しました職員の感染及び濃厚接触者としての自宅待機で、各消防署の最低人員というものが困難な日がございましたが、それぞれの消防署から職員を応援勤務体制によりまして、警防力の確保はできたところ

ろでございます。

○委員（帯田裕達）それぞれの消防職員を応援体制ということは、非番とか休みの職員を充てたということですか。

○消防総務課長（松下直生）非番職員ではなくて、当務の公休日をちょっとずらしたり、遅らせたりとかして、警防力の確保に努めてまいりました。非番職員を使ってはおりません。

○委員（帯田裕達）何を言いたいかというと、やはりそうやって応援体制を取ってなされたかもしれないけど、職員にとっては、やっぱり相当な御苦労もあったと思うんです。そこで最後に質問しますが、今、条例定数は160名と聞いておりますが、現在の職員数は幾らだったっけ。

○消防総務課長（松下直生）現在の職員数は153名であります。

○委員（帯田裕達）条例定数は、160名ということですので、このコロナ禍でいろいろ苦労された職員さんもらっしやるし、そうやって振興局とかに派遣されたり、防災安全課にも二、三名やってらっしゃいます、人事交流。もちろん関連があると思うんですが。

局長、最後ですけど、この定数はやはり見直して、こういうコロナ禍の中でもう実情がこうだったんだということを強く訴えて、職員の定数の見直しもぜひやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○消防局長（佐多孝一）今、帯田委員のほうから御提案がありました。令和7年4月1日に通信司令課の共同運営も始まりますので、一応、消防局としましては、令和7年4月1日を目指して、そういった組織の見直し等も含めて検討しているところですので、そういった中で、定数も含めても今後検討していくように考えているところです。

○委員（帯田裕達）局内でいろいろこの司令室の統合、2市1町か、それでまた司令室も大きくなるといいますので、そこも、今局長がおっしゃったように、そこを含めて定数の人数も確保して、やはり薩摩川内市の命に直結する消防局ですので、皆さんは本当に期待していると思いますので、勤務に支障がないということは前提ですので、よろしく願います。

○委員（下園政喜）今、定数に7名不足ということなんですが、近頃、若い職員の方が早期退職

をされておるようですけども、その辺のところは、物すごい厳しい試験を受けられて入ってこられたんですけども、本庁も含めて辞める人もおるんですが、その辺のところをどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○消防総務課長（松下直生）職員の依願退職につきましては、家庭の都合によりまして、つまり一身上の都合で退職しております。ですので、パワハラとかそういうもので辞めたということではございません。

○委員（下園政喜）今、質問した背景には少しその辺も、縦系列の社会ですからあって当たり前かもしれませんが、いろいろあるものですから、若い人たちが育つような指導をしてやってほしいということも含めております。

○委員（犬井美香）今の定員につながるということで、ちょっと視点が違うんですけども、消防局の所管事務調査の資料の9ページの、またユリハナ君の話なんですけど、このユリハナ君は「君」ということなので、男性をイメージしたものでしょうか。

○予防課長（森山勝男）ユリハナ君の質問ありがとうございます。

ユリハナ君、「君」ということなので、鳥がベースなんですけれども、雄と考えております。

○委員（犬井美香）雄ですよ。あと、プロフィール欄、これらがもう情報をもう出されているので、変更ということは少し難しいと思うんですが、プロフィールのところに、性格がしっかりもので、たくましいというふうになっているんです。今後、女性職員も増えている中であって、皆さんもいろいろ見聞きはすると思うんですけど、アンコンシャス・バイアスといって、無意識のうちにこういう、消防士というものは男性で、そしてしっかりもので、たくましくなければならぬみたいなイメージ、優しくて、救命士なんか特にです。優しさというものも多分皆さん持ち合わせていらっしゃると思うので、こういうことをちょっとクローズアップすることによって、無意識のうちに本当に刷り込まれるものというのはあるかもしれません。本当に現場は厳しくて、やっぱりこういう強さとたくましさとか、もちろん男性でなければできないことというものもあるとは思いますが、今後、パイを広げていくという意味で

は、ちょっとこういうような少し目にするものは、行政的な考えからいっても注意をしていただけるといいのかなというふうに感じます。これはもう要望です。よろしく願います。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道局の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、水道局の審査に入ります。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）予算に関する説明書の54ページを御覧ください。

4款3項1目、事項温泉給湯事業費は、温泉給湯事業特別会計の純繰越金確定に伴い、温泉給湯事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

次に、77ページを御覧ください。

13款2項1目、事項水道事業費における財源調整は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業全体の予算執行状況に応じた財源調整を行うもので、水道料金の基本料金免除に係る財源調整であります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第129号 令和4年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第129号令和4年度薩摩川内市温泉給湯事業特別

会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）予算に関する説明書の95ページを御覧ください。

歳出から説明いたします。

1款1項1目事項温泉管理費は繰越金確定に伴い財源調整をするものであります。

93ページを御覧ください。

歳入について説明いたします。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、純繰越金確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

94ページを御覧ください。

4款1項1目1節前年度繰越金は、前年度からの繰越金確定に伴い増額をするものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第137号 令和4年度薩摩川内市水道事業会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第137号令和4年度薩摩川内市水道事業会計補正予算を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の水道事業会計予算書、予算に関する説明書の14ページを御覧ください。

収益的支出では、1款2項4目54節消費税及

び地方消費税は、今回、資本的支出において建設改良費を増額補正することから、その分の消費税を減額するものであります。

下の表、資本的支出では、丸山浄水場の受変電設備等更新工事に係るもので、蓄電池設備更新の追加、非常用発電機の消音設備の設置、燃料地下タンクの容量を増やすなどの必要が生じたことにより、全体工事費の前金払いに対応する工事請負費を増額するものであります。

次に、継続費の変更について説明いたしますので、戻っていただき6ページを御覧ください。

当初、令和4年度と令和5年度の2か年で、全体工事費4億円を設定しておりましたが、先ほどの追加工事により、期間を令和4年度から令和6年度までの3か年に変更し、年割り額を令和4年度分を2億1,600万円、令和5年度分を1億800万円、令和6年度分を2億1,600万円とし、総額を1億4,000万円増額し、5億4,000万円とするものであります。

○上水道課長（今村淳一）補正の内容について説明いたしますので、水道局委員会資料を御用意いただき、2ページを御覧ください。

2の事業内容ですが、本事業は、田海町にあります丸山浄水場の受変電設備の老朽化に伴います更新と併せて、非常用発電機の整備を行うものであります。

増額する理由といたしまして、3、補正内容の（1）に記載しておりますが、工事発注に向けて詳細な設計を実施したところ、受変電設備において蓄電池設備の更新の追加が必要になったことと、非常用発電機設備整備におきまして、騒音対策として、給排気部分に消音装置の追加及び燃料地下タンクの容量を3,000リットルから6,000リットルに変更する必要が生じたため、全体工事費の前金払い分の不足額に相当する工事請負費を増額するものであります。

（2）の継続費の変更理由ですが、詳細な設計に時間を要したことや、機器の製作に約1年必要なことに加え、新型コロナウイルスの感染拡大等による半導体等の資材の調達遅れを考慮しまして、工期が14か月ほど必要となることなどから、期間を1年延伸し、併せて年割り額の見直しを行ったものになります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）予算に関する説明書、第10回補正の26ページを御覧ください。

4款3項1目、事項温泉給湯事業費は、人事院勧告に伴い温泉給湯事業特別会計への繰出金を増額するものであります。

次に、35ページを御覧ください。

8款5項4目、事項下水道管理費につきましても、人事院勧告に伴い職員手当と共済費を増額するものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第141号 令和4年度薩摩川内市
温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第

141号令和4年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）同じく、予算に関する説明書の57ページを御覧ください。

歳出から説明いたします。

1款1項1目、事項温泉管理費は、人事院勧告に伴い職員手当と共済費を増額するものであります。

56ページを御覧ください。

歳入についてであります。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、人事院勧告に伴い一般会計繰入金を増額するものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○上水道課長（今村淳一）口頭での説明になりますが、本市の水道事業におきましては、平成20年3月に水道ビジョンを策定し、これまで各種政策に取り組んでおりますが、国の新たな水道ビジョンの策定を受けまして、本市においても第2次となる市の水道ビジョンの策定作業を進めております。

策定に当たりましては、上下水道事業運営審議会やパブリックコメントで意見を聞くとともに、3月議会の生活福祉委員会におきまして、計画案の説明等を行い、委員の皆様方より御意見を頂いた上で決定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（阿久根憲造）ただいま、当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今の第2次水道ビジョンなんですが、3月議会で詳しくは説明されると思うんですが、特徴的なこれまでのビジョンとの違いというか、そういうものはあるんでしょうか。

○上水道課長（今村淳一）これまでの水道ビジョンと大きく変わった点はございませんが、今回は前回と同じように「自然の恵み 未来に活かす薩摩川内のみず」という基本理念を生かしながら、安全・強靱・持続ということで中身を見直してございます。大きく変わった点はございません。

○水道局長（今井功司）ただいま課長から説明がございましたが、前はなかったものは強靱という、国土強靱化を踏まえまして、それらの項目が新たに出てきたということで、それに伴いましてちょっと調整させていただきたいと考えているところでございます。

○委員（下園政喜）浄化槽の設置補助金についてお伺いします。

大変ありがたい補助金だと言われておりますが、なかなか、するかせんかの発表が遅いというか、毎年聞くんですが、今の執行状況と来年以降もされるのか、予算措置があるのかということをお聞きます。

○下水道室長（松野信作）ただいまの浄化槽の設置状況でございますが、今のところ、11月29日現在で浄化槽の申込みが304件ございます。これまで同様、補助金のほうは予算化をしていきたいと思っております。

○委員（下園政喜）ありがたいことです。ぜひそうやっていただきたいということと、これは把握されていないかどうか分かりませんが、分かってたら教えていただけませんか。大変、市内業者よりも市外業者が相当増えてきているなということを、この頃現場を回って思うんですが、この補

助金申請をする業者としては、市内と市外とどちらがどれくらい違いますか。

○下水道室長（松野信作） ただいまの御質問に回答いたします。

令和3年度のデータでございますが、市内業者が全体で233件、市外が132件ということでございます。市外業者の割合が36%ということでございます。

令和4年11月現在でございますが、市内業者が166件、市外業者が138件ということで、合計304件なんですけど、市外業者の占める割合が45%、令和3年度よりも約9%増えている現状でございます。

○委員（井上勝博） この問題については、1回触れたことがあるんですけども、いちき串木野で、市内業者については補助金に上乗せして、市内業者にちょっと有利なようにして、市内業者を育てるということを1年間だったか、とにかくやったことがあると。ただ、財政的な理由で今はやめているということなんですけれども、今のようにどんどん市外業者が増えていくという中身を見ると、結構、最初の見積りの段階で、平均の見積りを出して、その後、岩が出てきたり、いろんなのが出てきたりすると、それをどんどん上乗せしていくというやり方をしていっているということで、市内業者はちゃんと最初から調査してやっているんですけども、市外業者はそんなことはしていないんですよみたいな話もちょうと聞いたことがあるんです。

だから、ちょっと見積りの仕方の問題で、そういうふうな後でどんどん増やしていくようなやり方をしていないのかどうかとか、そんなことはチェックしたりとかできないものかなと思うんですけども、そして補助金の上乗せもできないものかなと思うんですけどもどうなのでしょうかな。

○下水道室長（松野信作） ただいま井上委員のほうから御質問を頂きました件につきましては、いろいろと申込時点でお客様サービスセンターのほうでも審査をして、うちの職員のほうでもチェックをかけるんですけど、その後において、岩が出たとかいろいろな問題で見積りよりも額が上回ったという話は、今のところでは聞こえては来ていないのが現状であります。

そういうことで、今の委員のお話がありましたので、今後はこちらの職員と窓口で、十分精査というかチェックをしてまいりたいと思います。

もう一つの上乗せについてですが、今のところは考えておりません。

○委員長（阿久根憲造） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、水道局の審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（阿久根憲造） 次は、市民課の審査に入ります。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造） まず審査を一時中止しておりました議案第128号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（東田幸一） 予算に関する説明書の36ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費、市民政策調整費につきましては、人件費に係る歳出補正でございます。

現在、部としては市民安全部と保健福祉部に分かれておりますが、本年度までは市民課が予算の主管課となっておりますので、説明させていただきます。

内訳は、高齢・介護福祉課分として280万円、子育て支援課分130万円、市民健康課分として142万6,000円、合計552万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、41ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、中事業戸籍住民基本台帳費は、コロナ禍による研修会等の開催が見送られたことに伴う旅費等について減額するものでございます。

個人番号事業費につきましては、マイナンバーカードの普及促進業務の増加に伴う人件費のほか、印刷製本費、通信運搬費の増額補正をお願いするものでございます。

特に、人件費のうち時間外勤務手当につきまし

ては、規定予算を上回る補正額となっておりますので、現状につきまして、生活福祉委員会資料により説明させていただきます。

委員会資料の2ページをお開きください。

まず、1の(1)取得者数のうち交付率についてですが、11月30日現在で53.9%であり、県平均では下回っておりますが、国平均におきましては同数となっております。ただ、若干ながら数値的に上回っている状況になることができたところでございます。

なお、口頭ではありますが、最新の情報、12月4日時点の実績を申し上げます。申請件数は6万5,048件、申請率69.81%、交付件数は5万614件で、54.32%であります。

次に、直近7か月の月別申請・交付件数についてですが、申請件数につきましては、5月を基準としますと、11月は7.6倍、入庫件数、すなわちマイナンバーカードが出来上がり、市民課に送られてきた件数は、5月を基準としますと、11月では6.4倍、交付件数では5月を基準としますと、11月では4.7倍となっており、それぞれの業務を処理するための業務量が増加しております。

12月末がマイナポイント第2弾のポイント付与要件であるマイナンバーカードの申請期限となっていることから、このような業務量の増加傾向は継続するものと考えております。

このような状況に対応するため、今年度におきましては、5月から出張申請サービスを、9からは平日における交付通知に係る準備などの内部事務をおおむね20時まで従事、11月からはマイナンバーカードの業務に限り、平日の窓口延長などに取り組み、その体制は市民課職員全員で対応しております。

また、12月からは内部事務の一部を市民安全部内での応援を受けながら、更には、資料にはございませんが、休日窓口開設時においては、本土4支所の職員にも業務支援を受けている状況でございます。

次に、歳入についてでございますが、予算に関する説明書の23ページをお開きください。

16款2項1目総務費補助金、17節マイナンバーカード交付事業費補助金のうち、市民課分は、先ほど申し上げました個人番号事業費の増額補正

に合わせて、同額を補正させていただくものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今の話を聞いて、涙ぐましい努力をされていらっしゃるというふうに思うんですが、一応目標を設定されていたと思うんですが、国は100%と言っていたと思うんですけど、薩摩川内市の目標をちょっと今確認したいんですけど。

○市民課長（東田幸一）目標として掲げております数字は、交付率70%でございます。（本ページ下記の発言により訂正済み）

○委員（井上勝博）分かりました。これについて、国は100%と言っているみたいなんですけど、この関係というか、70%に設定しているというのは、国は100%と言っていますよね。言っていないかね。ちょっとその辺、どういうふうに国の目標と薩摩川内市の目標との差はということなのかを教えてくださいんですけど。

○市民課長（東田幸一）申し訳ありませんが、先ほどの発言の訂正をさせていただきたいんですが、まずよろしいでしょうか。

○委員長（阿久根憲造）はい。

○市民課長（東田幸一）先ほど、申請率70%と申し上げましたが、交付率でございます。申し訳ありませんでした。ただ、この数値は今年度中における数字というふうに御理解いただきたいと思います。（本ページ上記で訂正済み）

また、国のほうは100%を目指して進める、その背景には、2024年の秋頃からの健康保険証の目標、そういうものも前提にあるかと思えます。本市といたしましては、まずはデジタル田園都市国家構想の交付金の目標値である申請値をクリアしたい、そのつもりでやっております。

今後の目標値につきましては、具体的に持っておりませんが、国の施策もあることから、今後についても普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○委員（井上勝博）私は普及促進に反対の立場でありますけれども、多額のポイント還元があるということで宣伝をされているんですけども、ポイント還元であることを知らなかったというこ

とで、例えば普段カードを使っていない高齢者も来て、そんなことを知らなかったというようなトラブルはないんですか。

○市民課長（東田幸一） マイナポイントの付与の業務、これにつきましては、スマートデジタル戦略室のほうで担っております。当然、そういう質問とか御支援、具体的なものをそちらでしているので、直接、こちらの市民課のほうにそういうことでの問合せ、御意見、そういうものは承っております。

○市民安全部長（上戸理志） スマートデジタル監のところ、昨日、総務文教が終わっておりますが、そちらのほうで利活用という所管でございます、市民課のほうはカードの交付申請の業務となっております。

ただ、やはり国が進めるマイナンバーカードの普及のためには、交付率、申請率、先ほど課長が申し上げましたとおり、目標を掲げて取り組んでいるところでございますが、今ほど井上議員から、そういうマイナポイントの周知、知らなかったという問合せはないかということで、直接、市民課ではないんですが、今回、自治会文書で、全世帯でマイナンバーカードの申請は12月中ということ、2万円のポイント対象ということで、全的に周知を図っているということでございます。スマートデジタル推進室というクレジットが入っておりますが、すなわち、市民課とスマートデジタル推進室が連携を取りながら進めているということでございます。

○委員（井上勝博） いや、私が聞きたかったのは、よくちょっと聞くのは、2万円をもらえんと思って行ったら、ポイントということで、実際、カードを使っていなかった方なんかはね、それは話が違ふというようなことで、やはりトラブルがあったという話も聞いたことがあるんですが。そういうことは、確認はされていないんですか。

○市民課長（東田幸一） 交付する段階で、窓口のところで、そういう概要説明を差し上げております。実際に、じゃあ、ポイントを取得するための申込みという時点で、簡単に言えば、キャッシュレス決済事業者を持っていない方、そういう方が、実際、いらっしゃるんだと思います。その時点で知らなかった、できなかったというような御意見だと思いますので、直接、こちらのほ

うとしては承っておりません。

○委員（井上勝博） あと、100%、70%を目指すということで、今度は保険証も廃止ということなんですけれども。保険証の問題については、保険証とマイナンバーを一緒にして、もう保険証を廃止するという話なんですけれども、これは市民課としては、ここで質問しても分からないですかね。廃止ということになると、例えば、私はマイナンバーカードは欲しくはないという人が私みたいにいるんですよね、現実にはね。だから、そういう人たちについては、保険証が廃止にされたら、どういうことになるのかということについての情報というのは、国からの情報はないんですか。

○市民課長（東田幸一） 大臣の発言、それからホームページ、報道、そういうもので、過去に可能な限りの情報は収集しておりますけれども、実際の制度設計についてどのように判断するのか、今後進めていくのかにつきましては、すいませんが、利用促進側、それから原課である保険年金課、そちらのほうの考え方の答弁になろうかと思えます。

○委員（井上勝博） マイナンバーカードを紛失してしまいましたという届出はないんですか。

○市民課長（東田幸一） 紛失したということで再発行に来られる方はいらっしゃいます。

○委員（井上勝博） 何件あるのか。ちょっと分かりますか、それは。

○市民課長（東田幸一） すいません。今のところ、この場に持ち合わせていないところでございます。

○委員（井上勝博） 分かりました。紛失した場合に、私はカードを持っていないので何を書いてあるか分からないんですけれども、氏名とか、年齢とか、性別とか、生年月日とか、それからカード番号、いわばマイナンバーカードの番号も分かるわけですかね。拾った人は。

○市民課長（東田幸一） 券面に記載している内容でございますが、氏名、住所、生年月日、性別、それと顔写真、それとマイナンバーコードになります。

○委員（井上勝博） これからそういう紛失したという人が増えてくると思うんですよね。そうすると、こういう個人情報がどんどん流出してしまうということに、そのリスクに対してはどういう

ふうに対処すればいいと考えているのでしょうか。

○市民課長（東田幸一） 今、申しあげました個人情報、それと写真の映像情報、それと若干のプログラムが入っております。つまり、プログラム以外はカードに記載している内容しかカードの中には情報として組み込まれておりませんので、その情報、同じものしかないので、カードを拾って目で見えた情報以外のものは漏えいすることはないというふうに考えております。

○委員（井上勝博） カードの中に入っている情報をね、露出するということを言っているんじゃないくて、実際に、氏名とか、住所とか、年齢とか、性別とか、生年月日とか、それが見えるということになると、例えば、電話で本人確認をするという場合もありますよね。例えば、NTTなんかに電話して、電話のどうのこうのとかという手続をするときに生年月日を聞かれて、生年月日はこれこれですよというふうに言って本人確認をしたりする場合もあると思うんですね。そういったことで、やはりこれも一つの大事な個人情報なわけですが、これが普及すればするほどそのリスク、紛失のリスクというのが出てくる。そういったことに対しての対処というのはどうする、どういうふうに考えていらっしゃるのかなということなんです。

○市民課長（東田幸一） まず、交付の際に市民の方々にお願いしていることは、もし紛失された場合は、すぐにJ-LIS、発行元、そちらのほうに連絡を入れて、コールセンターに御相談くださいというふうには申し上げております。

○委員（井上勝博） 私が言っているのは、紛失した場合に再発行はできますということなんですけど、番号自身はね、変わらないわけだし、また、氏名、生年月日、住所というのも変わらないわけであって、それはもう漏えいしてしまうわけですよ。そういうことについてね、これからどんどん、70%とか80%とか普及していくとなると、そういうリスクが高くなる。まして保険証も兼ねるということになると、さらにそのリスクが高まってくるということになるので、私はそういう問題についてはやはり問題点だと、どうするかということとは考えておかなきゃいけないというふうに思います。

○市民安全部長（上戸理志） ただいまのよう

な御心配の声はあろうかと思います。全国的に、国としまして、今のような疑問に答えるために、今回、先ほど私、紹介しました自治会文書の中の後ろの中に紛失したとき、それから税、年金、医療、様々な情報の流出するのは怖いんですけどいうものがありますので、こういった形でその辺の疑問、それから不安、誤解を解くような形のQA集も出しておりますので、こういったもので少しでも今のような悩み、御心配が緩和するような形の取組を国も、それからそれを使って市のほうも行っております。

先ほど、あと、再発行の件数ちょっとお聞きして今調べておりましたが、151件、今年度151件再発行しております。

○委員（川添公貴） 今回、マイナンバーカードをたくさん発行するのに御尽力いただいていて、ぜひ100%になるように頑張ってくださいと思います。

やはり、アメリカのグリーンカードですかね。アメリカグリーンカードでしたっけ。考えれば、やはりマイナンバーカードの普及というのは重要なんで、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

今回の、そういうことで人件費がちょっとかかったということは理解するんですけども、今日の報道を読むと、郵便局での対応が可能だと、顔認識も含めて。なおかつ、郵送でも発送可だということが書いてはあったんですが。そのように申請、発行がいろんな場所でできるようになるということで、若干、業務量が減るんじゃないかと、負担が減るんじゃないかと思うんですが、そこ辺を、今後どうなっていくのかということ、ちょっと御説明いただければありがたいと思うんですけども。

○市民課長（東田幸一） 本日の新聞に掲載されておりました。大臣のほうが来年になって法改正等必要な準備をするというような内容になっております。

現在、市役所でしかマイナンバーカードの取得状況等を確認できる端末はないところでございますが、今後は郵便局にも、市と契約したところ、そういうところに配付する。ただ、その配付する経費等につきましても市がみないといけないのか、その辺を含めてちょっと見えないところもござい

ますが、私といたしましては、やはり課の職員の業務、これを少しでも緩和する、これも私の役目だと思っておりますので、情報を得ながら適切にやってまいりたいと考えております。

○委員（川添公貴） そうだと思います。なるべく、そういう委託が、もう制度が出来上がって、きちんと精査していただいて、委託できるのであれば、郵便局を指定しなきゃいけないとなっていたようにありますので、特に本市は面積が広いので、可能である限り広いところでお願いをして、職員の業務負担の軽減、低減、それと、市民の方の通ってくる時間帯の短縮にもなろうかと思うんで、しっかりとそこは精査して、始まったら早急に取り組んでいただきたいと思います。

○委員（井上勝博） 国は100%普及ということですが、マイナンバーカードを持っていれば住民票が簡単に取れるよとかいろいろあるんですけど、例えば、100%、全国民に持ってもらうということのメリットという、赤ちゃんとかね、例えば、もう寝たきりの方とか、そういう方もいらっしゃるんですけど、100%普及しなきゃいけない。普及しなきゃいけないということの意味というのは何なのか。なぜ普及、そこまでしなくちゃいけないのかということなんですけど。その疑問については、お答えいただくことができるんでしょうか。

○市民安全部長（上戸理志） そもそもマイナンバー制度、税・社会保障・防災等目的のために導入されて、これは国民の利便性、それから公平性、それから効率化、そういった目的で導入されたものでございまして、例で挙げますと、分かりやすく、私がマイナンバーカードを持ってどのように生活が変わったかといいますと、私、今、市民課の横にしながら、住民票とか税の情報は市民課の窓口で取ったことはございません。土曜日でも日曜日でも夜間でもコンビニで取れます。コンビニ交付。

それから、ワクチン接種をいたしました。いつコロナワクチン4回目打ったのか、3回目打ったのか。このマイナンバーカードとひも付けしたスマホで見たら、いつ打ったのかというのが分かります。

さらには、最近では、自分の税情報も、それから、一番今役立っているのは、薬の処方された情

報とか、病院、いつ歯医者に行った、眼医者に行ったという、その辺の情報も確認することができます。これがなければわざわざ領収書を探して家に戻って、いつ自分はワクチン接種をしたから、インフルエンザは2週間以上空けないといけないと。いつだったかなという確認というものが一目で分かりますので、今後、こういう利便性というのは物すごく高まっていくということで、今日の朝のテレビCMでも見られたかもしれませんが、税の申告のときの医療費控除もわざわざ領収書を集めなくてもスマホ一つで済みますよと。すなわち、国民の利便性が格段に高まると、そういうふうに認識しております。

○委員（井上勝博） 利便性がそういう、上戸さんみたいな人もいるんだけど、赤ちゃんとかね、それから寝たきりのお年寄りとか、そこまで含めて100%普及しなきゃいけないという目標を持っていますよね。そのことの意味というのは、どういうことなのか。だって、必要でない人たちもいるわけです。現実にはね。そういうことは要らないよ。別にそんなことは病院にはカルテがちゃんとあるんだしとかと思っている人だっているわけであって、そのことを100%普及するために健康保険証まで廃止しなきゃいけないというその意味なんです。なぜそこまでしなくちゃいけないのかなんです。国民の側から見れば、やはり不思議ですよ、やっぱり。私みたいな人から見るとね。

○市民安全部長（上戸理志） 国の政策として、このマイナンバー制度を導入されていますので、国が100%を目指して、100%の国民、それから国についての税の公平性も含めて、それから社会保障、あと防災のときも、仮に、このマイナンバーカードが活用されたときに誰一人取り残されないという、そういう観点からいくと、全国民が取得して、そういうメリット、利点といったところを享受するのは大事なことだというふうに考えております。

○委員（井上勝博） 終わりにします。質問はしません。ただ、それだけ全国民がね、管理下に置かれるということを意味しているわけなんです。

○委員長（阿久根憲造） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑が尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（東田幸一）それでは、予算に関する説明書の15ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費、市民政策調整費は、人事院勧告に伴う人件費の増額補正でございます。

次に、17ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、先ほどと同じく、人事院勧告に伴う人件費の増額補正でございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑がないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

△防災安全課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、防災安全課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）災害対策の詰所に関してちょっと御質問したいんですけども、詰所であったり、本部詰所要員の配置については、防災安全課のほうを担当されているということでよろしいのでしょうか。

○防災安全課長（堂元光信）配置に関しては防災安全課が担当しております。

○委員（犬井美香）その配置に対して、何か配慮している点などがありますでしょうか。

○防災安全課長（堂元光信）本部要員、本部に詰める、それから支所、支部あります。それに加えて、避難所を運営する詰所、大きく三つございまして、当然、本部、それから支所の支部の要員については、本部の各課の必要人員、それから支所の地域振興課や建設部関係の職員を充てております。詰所につきましては、できるだけ出身職員の配置、避難所の数、それから避難者、対象住民、これらを踏まえて、適正な配置に心がけているところでございます。

○委員（犬井美香）適正に配置はしていただいていると思うんですけども、例えば、施設管理を担当している課、先ほど建設というのは、本部というふうに言われたんですけども、財産マネジメント課とか、コミュニティ課、経済政策課、教育総務課などの職員も詰所のほうに配置されていることによって、結局、施設担当の人たちは、それぞれのところで上がってきた災害の状況をまた踏まえて動いていかなきゃならないという中において、自分も詰所にいて、また災害のいろんなものを自分のところで、また把握をしなければならぬという、ちょっと、業務が少し負担が大きくなっているというふうにちょっと耳にしましたので、できれば、本部詰めにそういう方々はしていただいて、施設管理上の調査や緊急対応等が必要である場合は、そういうことにも従事していただいたほうがいいのかというようなお声もあったんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○防災安全課長（堂元光信）特に、詰所、避難所要員に当たっている職員の負担でございますが、市は総合行政でございまして、市民課、福祉窓口業務もありながら、また、かたや、建設、水

道、現場を持っている分野がございまして、災害は全職員で当たらなければ対応できませんので、まず、災害に対して事前事中、災害時避難所開設している時点をまず手厚くします。その後、建設だけではなくて、福祉分野についても罹災証明とか被災者証明、それから、窓口につきましても住民票を交付したり、避難所にいても休みなく次の日の通常業務、自分らの業務を担わなければいけない瞬間ってございまして、できるだけ今、委員のおっしゃったような配慮はしつつも、やはり必要などころには必要な人員を充てるという考え方で配置しております。

○委員（犬井美香）よく理解しました。

あともう1点なんですけれども、今年9月17日から19日にかけての台風14号の災害対策に関して、コロナは、若干、落ち着いた時期ではあったかもしれないんですけれども、自宅療養者であったりとか、濃厚接触者も含めて危ないとなったときに、やはり避難されていると思うんですけれども、その避難所の準備とかというのは、自宅療養、コロナに感染して自宅療養している方々の避難所の開設とかというのはありましたでしょうか。

○防災安全課長（堂元光信）すいません、ちょっと質問が。職員がコロナになっているということでしたかね。

○委員（犬井美香）市民の中に自宅療養であったりとか、そういう濃厚接触者に当たる方々も、やはり危険を回避する意味では避難所に避難するというのが考えられるんですけれども、そのようなことを想定した場所というか、そういう避難所はきちんと開設されていたのかどうかということをお聞きしております。

○防災安全課長（堂元光信）大変失礼しました。避難所においては、特にコロナ感染者を含みまして、体調不良者の対応につきましては、薩摩川内市避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針ということで定めておりまして、それに準じて対応しております。大雨、台風等につきましても、そういう体調不良者、コロナまたは濃厚接触者に関しての避難所受入れの体制は取っております。当然、事前に御相談いただければ御案内しますし、避難所に来られて検温、問診等を行います。そういう体調不良者につきましては、その

ときの災害状況によって移動できる場合は、そういう専用の避難所を御案内する。どうしても避難ができない事態になると受け入れて、一般の方とはちょっと隔離して個別の部屋に御案内するというような体制を取っております。

○委員（犬井美香）では、コロナ対応の、別のところに開設されていたという認識でよろしいですか。

○防災安全課長（堂元光信）はい。準備というか、体制は取っております。

○委員（犬井美香）ちょっとその、もしそのコロナの感染者、自宅療養も含めた方々がそこに避難をします。その詰所要員、詰所というか、その方々をちょっと見守る職員というのはどのような方々が一応想定されて、そこに配置をされていたのかということをお聞かせください。

○防災安全課長（堂元光信）コロナ感染者等、濃厚接触者等の専用の避難所運営につきましては、本庁であれば、市民健康課を主として運営しております。また、甑のほうにつきましては、地域振興班のほうで対応しております。当然、どうしても一般の避難所にしか受け入れられない場合は、その詰所で運営をいたします。

○委員（犬井美香）では、市民健康課の職員が一応対応するようにはなっている。市民健康課というと、専門職の方が多いと思うので、その方々を基本、そこに配置するということで、一般職員を配置しなきゃいけないところは、そういうちょっと離れた支所単位のところというような認識でよろしいですか。

○防災安全課長（堂元光信）明確には、保健師さんという専門職を充てるという決まりにはしていませんが、当然、体調不良者でございますので優先して保健師さんを配置してまして、そのところに一般人も一緒に入る場合はあります。

○委員（犬井美香）これが一般職員の方々も、やはりどう対応していいかという不安があると思うので、その保健師さんの人数というのも限られてはいますけれども、ある意味、専門職ではありますので、そういう方々を優先的に配置をしていただけるといいのかなというふうに、これは要望です。よろしくお願いします。

○委員（帯田裕達）1点だけ。地域の避難所で

避難される方は高齢者が多いということですし、比率からいっても、女性の方が多んじゃないかなと思うんですね。避難される、そこは数字はちょっと私も分かりませんが。避難所に、例えば、24時間とか、台風が長引いたら48時間とか避難される方もいらっしゃるんですが。職員の配置のときに、女性の職員は、ちょっと僕も勉強不足ですけど、夜中も配置されるのか。そこはどうなんですか。

○防災安全課長（堂元光信）避難、災害時対応、詰所も含め、本部もですけれども、日夜問わず男女一緒に対応をすることとなっております。

○委員（帯田裕達）この前、テレビ中継を見ていたら、全国的に、女性職員のほうが女性の高齢者に対しても気配りとか、女性同士でなきゃ分かんような気配りとかもありますので、そっちを増やすというふうな傾向にあるということです。その辺も十分検討していただいて、万全な体制を取っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑が尽きたと認めます。

以上で、防災安全課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時10分とします。

~~~~~

午後0時 休憩

~~~~~

午後1時6分開議

~~~~~

○委員長（阿久根憲造）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△原子力安全室の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、原子力安全室の審査に入ります。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題といたし

ます。

当局に補足説明を求めます。

○原子力安全室長（宮田高敬）まず、歳出について、予算に関する説明書の38ページをお開きください。

2款1項16目原子力対策費、事項広報調査事業費124万円の減額は、1節報酬において会計年度任用職員の勤務条件改定に伴う減額のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催とした原子力発電所等所在市町村消防情報連絡会や、実施を見合わせた各種会議や研修に係る経費、また、原子力広報に係る文書送達委託料、全国原子力発電所所在市町村協議会負担金などについて、執行見込みに基づき減額しようとするものです。

次に、歳入について、25ページをお開きください。

17款2項1目総務費補助金のうち、3節広報・調査等交付金100万円の減額は、歳出の広報調査事業費に対応して減額しようとするものです。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全室の審査を終わります。

△環境課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、環境課の審査に入ります。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造） まず、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄） 初めに、歳出について説明いたします。

予算に関する説明書の52ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項8目環境衛生費の環境総務一般管理費の減は、コロナ禍の影響で会議等が開催されなかったため、旅費等の調整によるものです。

同じく環境保全対策費の減は、蘭牟田池自然観測会をコロナ禍の影響で実施を見送ったことにより委託料を減額するものです。

同じく同項9目公害対策費の減は、環境測定調査業務委託の執行残であります。

次に、同項10目葬斎費の市営墓地管理費の増は、市営墓地内の樹木により基地の管理に支障を来すため、伐採するための委託料を増額するものであります。

同じく葬斎場管理費の増は、鹿島葬祭場の燃料用送風機及び動力盤更新取替え修繕のための委託料、川内葬斎場やすらぎ苑の指定管理料に係る修繕料及び支障木伐採のための委託料を増額するものであります。

次に、53ページをお開きいただきたいと思います。

4款2項1目清掃総務費の清掃総務一般管理費の減は、コロナ禍により汚泥再生処理センター運営協議会が開催できなかったため、出会謝金等を減額するものであります。

次に、同項5目ごみ処理費の一般廃棄物処理費の減は、甕島資源物島外搬出業務が資源物の売却により委託する必要がなかったため、委託料を減額するものであります。

同じくクリーンセンター管理費は、コロナ禍により対策委員会の開催ができなかったことによる出会謝金の減額及び鹿島資源化センターに伴う施設の修繕料の増額であります。

同じくクリーンセンター管理費の委託料187万円の増額については、委員会資料で説明いたしますので、生活福祉委員会資料の3ページ

をお開きいただきたいと思います。

今回新たに実施する事業、事業名は粗大ごみリユース実証事業、ごみの減量、CO<sub>2</sub>の排出量の削減に取り組む実証事業になります。予算額は187万円をお願いしております。

事業内容は、川内クリーンセンターで処理しております粗大ごみのうち、廃棄物の減量につなげるため、まだ使えるもの、リユース品を抜き取り、どれくらいの量があるか2か月間検証し、その結果をもって、今後、市民の方々へごみの減量の周知を図るための実証事業を行うものであります。

期間は、1月中旬から3月中旬、対象の粗大ごみは、川内クリーンセンターへ直接搬入される家庭から出される粗大ごみ、入来、祁答院地域については、中継施設を設けておりますので、その分も含めます。

粗大ごみの搬入量につきましては、令和3年度の実績を記載しておりますが、過去3か年の実績からしても、1日当たり約6トンぐらいの搬入量を予定しているところであります。

作業内容は、図を示してありますが、川内クリーンセンター内で行います。作業員3名で搬入されるものの中から、目視によりリユース可能なものを選別し、抜き取り、別の場所で保管いたします。抜き取ったものについては、事業者がリユース可能なものの可否を判断し、品目、重量、数量等をデータ化していただき、そのデータを基に、どれだけの量が廃棄しなくて再利用できたか、リユースすることによってCO<sub>2</sub>の削減効果を検証し、市民への啓発を図っていきたいと考えているところであります。

次に、歳入について説明いたします。

予算に関する説明書に戻っていただき、33ページをお開きいただきたいと思います。

22款5項4目雑入の減は、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金に公募しましたが、不採択となったため減額するものであります。

次に、繰越明許費について説明いたします。

予算に関する説明書の13ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど鹿島葬祭場の火葬炉の修繕に係る補正をお願いしましたが、燃料用の送風機及び動力盤の製作に時間を要することで、年度内の完成が見込めないことから繰越明許費を設定する必要がある

ます。第3表のとおり、葬斎場維持管理事業1件分について補正するものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）52ページの市葬斎費のところ、市営墓地管理費というのが上がっているんですが、市営墓地というふうになっているものと、それから市の土地である墓地というのがあって、そのうちちょっと最近分かったんですけど、市の土地にある墓地というのが市営墓地というのは、どこが違うのかを教えてください。

○環境課長（奥平幸雄）市営墓地は、薩摩川内市に今現在8か所ありますが、市営墓地については、あくまでも市が管理をしている墓地になります。

私で管理されている土地につきましては、底地については薩摩川内市、旧町村の底地のままになっているかと思いますが、そこについては市がその土地を無償で貸している状況で、管理はあくまでもその管理組合のほうで管理されている土地ということにしております。

○委員（井上勝博）ということは樋脇、入来、祁答院とか旧4町4村については、その例えば樋脇町の土地であったところがあるんですけど、その管理はその墓地を持っている人たちで管理をしていると。今ちょっとこの、旧川内市の場合は、市の土地であったところで貸しているところというのはやっぱりあるんですか、同じように。

○環境課長（奥平幸雄）先ほど申しましたように、あくまでも市が管理している墓地は、旧川内市でいけば2か所だけになりますので、それ以外の地域墓地については、その組合で管理している墓地ということになります。

○委員（井上勝博）墓地がちょっといろいろトラブルがあったりするというのはよく聞く話で、そのときにやっぱり補助制度がありますよと。3分の1負担してくれれば、3分の2は補助金を出しますよという、そういうのがあるんですが、なかなかそういう負担が出てくるものですから大変なんですけれども、市営の墓地というのは、どうしてそういうことになっちゃったのかと。市が管理している経過というか、もともとどういうことでそういうことになったのかというのは分かり

ますか。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）墓地埋葬法が昭和23年にできているんですけれども、その前からある墓地もございます。その法律制定後にできた墓地もあるんですけれども、当時、各地域に墓地を作るに当たって、当時、その地主さんの土地を提供して共同墓地を作っているパターンと、それと当時の旧市町、高城村とかそういったのも含まれるんですけれども、その土地を与えて墓地を作って、その代わり管理をしてくださいといっているところ等、いろいろケースがございます。

市営墓地については、市のほうで整備をして管理をしていくということで条例で規定している墓地になります。

○委員（井上勝博）大体、経過がそういう何かいろいろあるんだろうと思うんですけれども、ただちょっと市営墓地にお墓を持っている方というのは、その意味では、その例えばお墓が崩れたりということについては、あまり心配しなくていいのかなと思うんですけれども、実際は管理しているのが市じゃない場合は、自分たちで負担しなくちゃいけないとかいろいろあるわけですが、ちょっと公平ではないような気がするんですけど、そんなことはないんですか。

○環境課長（奥平幸雄）市で管理している墓地につきましては、最初申込みがあったときに永代使用料を19万円取っておりますので、それで管理をするということにしております。

○委員（川添公貴）葬祭場の管理費の委託料を計上されているんですが、木の伐採と言われたような気がするんですけど、鹿島は分からないんですが、そのやすらぎ苑のことですよね、どの辺の木を切られるんですか。

○施設担当主幹（藤井孝彦）お答えします。

やすらぎ苑の土地のほうは山の上のほうにあるんですが、ずっと麓のほうの土地の一部になります。そこは中越パッケージの横の川があります。水路があって、ずっと旧火葬場の道路があります。その上る手前のところの、今個人住宅がどんどん増えているところがあるのですが、国分寺町のところ、その奥の山の隅になります。

○委員（川添公貴）すみません、最近あまり行かないものですから。

何で聞いたかという、前に切ってくれという要望があって、エントランスがありますよね、入ってきてエントランスで下ろしますよね。エントランスのところのこっち側の木を切ってくれという要望が前にあったんです。

そのとき切れないと、理由は葬祭場が見えたらいけないというような、環境面でなかなか切れないということを言われたので、その木なのかなと思って、そこじゃないということですよ。はい、了解しました。数年前も切ってくれという要望があって、そういう理由で切れなかったものですから、そこなのかなと思っていました。

それからもう一点、先ほど今回、清掃費のごみ処理の件で実証実験をされるということで予算計上されているんですけども、これをして、例えばデータ化をして、どれぐらいのリユースがあったのかというのを全部啓発されるということですよ。

考えたんですけど、かかった人件費がやるのにどれぐらいかかったのか。ただ、これは3人と書いてあるんですけども、100人でばつと選別をしてリユースをできましたといったときに、環境的にはそれはどうか分からないですけども、人件費が相当かかってしまえば、ちょっとまずいのか。

だから統計を取られるときは、そのデータの中に時間、大体3人で何時間ぐらいかかったのか、そこにはいろんな条件があって単価計算はできないだろうと思うので、そういうのも入れて、これぐらいの経費をもったいないですよという意味で数値化されて、これを見る限りでは、重量、品目、数量となっているので、これに大体かかった人件費、時間数とかを入れて、これだけ無駄を省けますよということになっていくだろうと思うんですよ。

ただ数量だけじゃちょっとと思ったので、そこら辺を加味して統計を取られるお考えはないかどうか、ちょっとお聞きしたい。

**○環境課長（奥平幸雄）** 今、委員からありましたように、実際に今のクリーンセンターの業務ではこの業務はやっておりませんので、今回新たにこの予算計上させて、187万円の内訳は3名の人件費にかかる部分がほとんどを占めておりますので、その分も合わせて、その分でどれだけ

できるか、また量によっても若干違ってくるかと思いますが、そこら辺はまた改めてそこは検証しながらやっていきたいと考えております。

**○委員（川添公貴）** そうですね、やっぱりここでちゃんとしっかりと予算は見えているんですけど、市民の皆さん、この金額じゃなくて、何人でどれくらい時間がかかったのかと言ったほうが見やすいのかなと思います。そこを入れていただけるとありがたいなど。

リユースをかけるときに、今、白物家電は処分料というのでしたっけ、トレーサビリティじゃなかったですけど、処分料を払って処分していますよね。そういうのを持ち込まれたときの、そういうものもしっかりとやっぱりこのリユースのこの調査品目に入れてやられるんでしょうか。

**○課長代理（原 暢幸）** 多分、今、委員おっしゃった部分につきましては、テレビ、洗濯機、冷蔵庫等の家電リサイクル品も含めてかということだと思いますが、その分については、家電リサイクル法で、きちんとリサイクルをしないとけないということになっておりますので、通常のルートでリサイクルをしていただくということが基本になります。

ただ、あとほかの小型家電につきましてなんですけれども、リユースしたときに、いろんな故障が原因で火災等の災害等の原因になるおそれもありますので、そういったところを加味しながら、リユースできる可能性のあるものを、そういう抜き取りをしていきたいというふうには考えております。

**○委員長（阿久根憲造）** ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

**○委員長（阿久根憲造）** 次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○環境課長（奥平幸雄）** それでは、一般会計補正予算の歳出について説明いたします。

予算に関する説明書、第10回補正の25ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費80万8,000円の増は、人事院勧告に伴う給与費の調整によるものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

#### △税務課・収納課の審査

○委員長（阿久根憲造）税務課及び収納課の審査に入ります。

#### △議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○税務課長（山口隆雄）まず、歳出について御説明いたします。

予算に関する説明書、第9回補正の40ページをお開きください。

2款2項1目税務総務費につきましては、人事異動に伴いまして共済費を減額するほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として研修会等がオンライン開催になったこと等により、旅費の不用額を減額するものです。

2款2項2目賦課徴収費につきましては、賦課

徴収事務費の手数料は、軽自動車税環境性能割に係る事務取扱手数料について県への支払いが完了したことから、実績による減額です。

委託料は、納税通知書作成業務等の委託業務完了に伴い、執行残となる予算額の減額です。

○収納課長（国分 修）徴収管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症への感染防止を図るため、研修会をオンライン開催での開催としたこと等により、不用となった旅費を減額するものであります。

○税務課長（山口隆雄）次に、歳入について御説明いたします。

18ページをお開きください。

1款1項市民税1目個人分1節現年課税分は、徴税の現在額及び収納見込みによる増額です。

続きまして、19ページをお開きください。

1款2項1目固定資産税1節現年課税分は、償却資産に係る総務大臣配分の増加と収納見込みによる増額です。

2目国有資産等所在市町村交付金1節現年課税分は、交付額の確定に伴い減額するものです。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

14ページをお開きください。

第4表債務負担行為補正の税務課分は、2、変更の2番目、市民税・県民税納税通知書作成等業務委託であります。業務委託設計書作成用に複数の業者に参考見積りを徴しましたが、印刷に係るインク代、用紙代等が当所の予定より上昇したことで設計額が予算額を上回ったため、不足額14万1,000円を増額し、限度額を236万9,000円に変更するものです。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）19ページの固定資産税が3億円の増と、それからその前の18ページは市民税の個人分が7,000万円の増ということで見込まれるということですが、金額的に非常に大きいのですが、要因というのは何なのか。

それから、法人税は見込みとしてはいいのかどうかということも御説明いただけますでしょうか。

○税務課長（山口隆雄）まず、その最初おっしゃられた固定資産税については、総務大臣によ

る償却資産の配分で1億円増額をみております。

これにつきましては、鉄道事業で新幹線の開業で10年間の特例というのがございまして、その軽減の期限が切れたことによって、その分においては3億円の増加をしたのですが、一部、電気事業のほうで一昨年に行った大規模な設備投資分の減価償却が2億円減少したものですから、まずその分で1億円の増加、それと固定資産税の現在の収納率になりますが、非常に収納状況がよろしゅうございまして、当初予算で収納率を96%程度で見込んでいたのですが、現在の状況からしまして98%程度という形でみまして、その分で2億円、総額の3億円ということで今回計上したところでございます。

続きまして、市民税のほうの増加の7,000万円ですけれども、これにつきましては、今の現況の調定の増ということになりますが、昨年度と市民の所得の状況からしまして合計所得、これは当初の賦課、課税の状況でございますが、合計所得で32億円ほどの合計の所得の増が見られます。これをちょっと分析しましたところ、営業所得、農業所得等は下がっているのですが、給与所得が非常に大きく伸びておりまして、合計所得の一人当たりの所得の伸びが5万円ほどという形になっている状況がございました。

それから法人税につきましては、特に補正をするような見込みはございませんでしたので計上しておりません。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○税務課長（山口隆雄）それでは、予算に関する説明書、第10回補正の16ページをお開きください。

2款2項1目税務総務費で、これは人事院勧告に伴う給与費の増額補正であります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）歳出予算から説明いたしますので、第9回補正、予算に関する説明書の51ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生一般管理費は、職員の人事異動等に伴う給与の減額補正であります。

事項地域医療対策費は、後ほど説明いたします国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への一般会計からの繰出金の増額補正であります。

次に、2目保健センター管理費、樋脇保健センター女子トイレの給水管破損に伴う補修工事の増額補正であります。

次に、3目母子保健事業費及び健康増進事業費は、本市保健事業に対しての民間企業様からの御

寄附を財源としまして、保健事業に活用する血圧計、乳児用体重計を購入するための増額補正であります。

次に、４目感染症等予防費は、看護師業務会計年度任用職員の通勤費用の増額補正、それから前年度の風疹予防接種及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金に係る国庫補助金が確定したことによる精算返納金の増額補正であります。

引き続き歳入予算について説明いたしますので、２９ページをお開きください。

１９款１項３目１節保健衛生費寄附金は、本市保健事業に対しての民間企業からの寄附受入に伴い、増額補正するものであります。

**○委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第１３４号 令和４年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

**○委員長（阿久根憲造）** 次に、議案第１３４号令和４年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○市民健康課長（黒木 諭）** 歳出予算から説明いたしますので、第９回補正予算に関する説明書の１７４ページをお開きください。

１款１項１目一般管理費は、職員の人事異動等に伴う給与費等の減額補正、それから下甕歯科診療所の長浜診療所への移設につきまして、９月議会の議員全員協議会でも報告いたしましたが、本年度当初予算で実施設計及び移設の工事請負費を予算計上いただき、令和５年４月開設を目標に事業に取り組んでいるところでございますが、実施設計の段階で、現在の社会情勢による物価高騰分１，１００万円と当初見込んでいなかった空調の故障に対応する工事請負費１，１００万円、合計２，２００万円の移設工事費が必要となったこと

から増額補正するものであります。

これによりまして、移設工事の発注が遅れることになったため、開始時期を当初目標としていた来年４月から１０月目標に変更しまして、少しでも早い開設を目指し、事業に取り組んでまいります。

次に、２目医師研究研修事業費は、本年３月に甕島地域での光回線サービスがスタートしまして、ＡＤＳＬ回線が廃止されるに伴い、光インターネット回線に切り替えるための増額補正であります。

次に、１７５ページを御覧ください。

２款１項２目医療用消耗器材費は、新型コロナウイルス感染症対応の抗原検査キット購入費及びＰＣＲ臨床検査業務委託費を増額するものであります。

引き続き、歳入予算について説明いたしますので、同じく１７０ページをお開きください。

１款１項入院収入及び１７１ページになりますが、１款２項外来収入は、実績見込みによる補正であります。

次に、１７２ページを御覧ください。

７款１項１目一般会計繰入金は、特別会計補正予算に伴う一般会計からの繰入金の増額補正であります。

次に、１７３ページを御覧ください。

１０款１項１目診療施設等整備事業債は、先ほど説明いたしました下甕歯科診療所の移設経費増額に係る辺地対策事業債の増額補正であります。

次に、繰越明許費について説明いたしますので、１６６ページをお開きください。

１款１項下甕歯科診療所移設事業につきまして、年度内での完成が見込めなくなったことから繰越明許費の設定を行うものであります。

最後に、地方債補正について説明いたしますので、１６７ページをお開きください。

診療施設等整備事業について、下甕歯科診療所移設事業費の増額に伴い、地方債の限度額を増額するものであります。

**○委員長（阿久根憲造）** ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

す。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）歳出予算から説明いたしますので、第10回補正予算に関する説明書の25ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生一般管理費は、職員の給与費改定に伴う増額補正であります。

同じく10項地域医療対策費は、後ほど説明いたします国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への一般会計からの繰入金増額であります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第145号 令和4年度薩摩川内市  
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第145号令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）歳出予算から説明いたしますので、第10回補正予算に関する説明書の105ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、職員の給与費改定に伴う増額補正であります。

引き続き歳入予算について説明いたしますので、104ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金の増額は、職員給与費改定に対する一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）生活福祉委員会資料で御説明しますので、資料の2ページをお開きください。

市民健康課から4件の報告がございます。

まず、1件目が2次救急病院群輪番制の負担軽減につきまして、重症救急患者の医療を行います二次救急医療につきましては、現在、8医療機関が病院群輪番制度により24時間365日体制で対応いただいておりますが、休日及び夜間帯での診療が軽症者の一次救急患者が多く、本来の診療対象であります二次救急患者と混在している状況

でございます。

これまでもコンビニ受診の抑制を目的としまして、市広報紙での平日昼間での受診のお願いや川内医師会立市民病院と済生会川内病院におかれましては、深夜帯での軽症者の受診に対しまして、診療費とは別に選定療養費 5,000 円程度を徴収するなどの対策を講じてきましたが、現在も深夜帯での軽症者の来院が多い状況でございます。

また、医師の長時間労働の問題等を背景に、令和 6 年度から、いよいよ医師の働き方改革が開始される予定でありまして、これにより病院群輪番制の担当医師、それから夜勤やオンコール対応を行った医師が翌日の通常の日勤業務ができなくなるかもしれないといった問題が生じてまいります。

このような中、二次救急医療機関の負担軽減と医師の働き方改革への対応を、医療機関と行政が一体となって検討することにつきまして、川内市医師会事務局から要望があったところでございます。

要望以降のこれまでの検討の経過としましては、市医師会を事務局とします市医師会、済生会川内病院、本市をメンバーとする委員会を立ち上げまして、一次救急患者の受入れを行う体制の整備等を協議してきており、引き続き検討を行っていくこととしております。今後も検討経過等につきまして御報告させていただきたいと思っております。

2 件目が甌島地域における民間企業による薬局の出店につきまして、阪神調剤グループの I & H 株式会社様から、保険調剤薬局を上甌町と下甌町に 2 店舗、令和 5 年 2 月 1 日を目標に開局したいという申出がございました。

今後、出店のスケジュールや方針等を確認の上、課題や影響等を整理しまして、各診療所における薬剤の院外処方について検討していくこととしております。

次に、3 ページを御覧ください。

妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施、出産・子育て応援交付金につきまして、安心して出産・子育てができる環境の整備を目的としまして、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、相談支援の充実と経済的支援を一体的に実施する事業として、国の 2 次補正予算が成立したところでございます。

事業内容としましては、伴走型相談支援として

妊娠から、特に 2 歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、妊娠届時、それから産前・産後の面談を充実させ、継続的な情報提供等を通じて必要な支援につないでいくとともに、併せまして妊娠届時に妊婦 1 人当たり 5 万円、出生届時に子ども 1 人当たり 5 万円を、令和 4 年 4 月 1 日以降に出産した方を対象に支給しまして、経済的負担の軽減を図ろうとするものです。

補助率は、国が 3 分の 2、県が 6 分の 1 で、市の負担は 6 分の 1 で、市負担分は地方交付税措置されることとなっております。

本市としましては、来週以降、国から交付要綱等が示される予定となっておりますので、事業内容の想定・検討を進めながら、具体的な内容が分かり次第、早急に対応したいと考えております。

次に、4 ページを御覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、接種状況をお手元の資料は 1 2 月 4 日現在で示しておりますが、国の算定に基づいて算出しております全人口、国・県別の接種率におきましては、最新の 1 4 日現在で、4 回目が 45.0%、5 回目が 13.2% と上積みしております、国・県と比較して、いずれも上回っている状況でございます。

中段からの表につきましては、年齢別、地域別、そして 5 ページの区分別、ワクチン別で記載しておりますが、昨年、令和 3 年 3 月の接種開始からの総接種回数で示しております。

なお、5 ページのワクチン別の下 4 行、「2 価」と記載がございましたが、これが現在接種を進めておりますオミクロン株対応ワクチンでございます、欄外に 4 日現在の接種率が表示しておりますが、これも最新の 1 4 日現在で 2 万 8,352 人の 30.4% となっております。

次に、現状及び今後の接種体制につきましては、特例臨時接種の実施期間が来年 3 月 31 日まででございますので、オミクロン株対応ワクチンの接種、小児及び乳幼児等への接種を進めてまいります、現在、国の分科会におきまして、臨時接種の延長、接種対象者、接種回数などの接種計画の検討に入ったとのことでございますので、今後の国の方針等を見ながら、しっかりと対応していきたいと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明

がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（中島由美子）** もう一回確認なんですけど、オミクロン株対応ワクチンが、今30%ぐらいとおっしゃったんですね。これは1回しか受けられないとおっしゃったと、山中議員の一般質問の中でそんな回答があったかと思うんですが、そうすると、もう3回目でオミクロン株だったとか、4回目でオミクロン株対応のワクチンだった方がいると思うんですけど、その段階で終わりと考えてよろしいのか、もう一回確認をお願いします。

**○市民健康課長（黒木 諭）** 今、委員おっしゃったとおりで、1・2回目が基本の接種になりますが、3回目でオミクロン株のワクチンを接種された方、3回目で終了です。通常分で、例えば4回までされた方で、5回目がオミクロン株であれば、5回目が終了という形になってまいります。

**○委員（中島由美子）** あと、やっぱり子どもたちの感染が増えているのかなと思ったときに、なかなか受けていない方のほうが多いのかなと思うんですけど、この辺りは任意接種ですから、強制はできないんですけど、それぞれ学校が率先はしていないと思うんですけど、どのような形で広報を徹底されるか、何かお考えがあればお願いします。

**○市民健康課長（黒木 諭）** ワクチンの接種については、新たに小児、乳幼児もスタートいたしまして、まだ現在においても接種率は上がっていないところでございます。

本市としましては、やはり感染対策の軸になっているワクチン接種でございますので、しっかりと副反応であったり、あと効果の部分をしっかり保護者の方にも説明しながら、接種を希望していただけるのであれば、接種を進めていきたいという考えでございます。

**○委員（中島由美子）** なかなか保護者間で連携をされているみたいで、受けたよという声が聞こえていくと、皆さん受けていかれるのかなと思うんですけど、なかなか、まだ、ためらう方が子どもたちの場合は多いのかなと思っていますが、引き続き何とか、やっぱりワクチン以外に予防がないのかなという気持ちもありますので、頑張りたいと思います。

ちょっと別の件で、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が行われ始めましたよね。そうしたときに、今年度、少々接種率が上がったのかどうか、それと、全く受けられなかった年代の方々にも、キャッチアップで接種を勧奨されたと思うんですが、その辺りの接種率、人数とか分かっていたら教えてください。

**○市民健康課長（黒木 諭）** 子宮頸がんワクチンにつきましては、平成25年度に国が積極的勧奨を始めまして、同年、関連する副反応が認められたということで、積極的勧奨は控えられておりました。その後、検証が進みまして、本年度からまた国が積極的勧奨を始めたところでございます。

本市におきましても、通常のリーフレットとともに、積極的勧奨としては、予診票を対象の方、中学1年の方から高校1年の方に予診票を入れて、発送を全員にしているところです。

接種率については、11月末時点で対象者が、令和4年度、1,513人に対象として287人ということでございます。

これが、令和元年度までが、全く国が対応するなということで、その時点では30件程度でした。令和2年度から積極的勧奨にはならないように、リーフレット等で効果とか、そういうのを説明しなさいというのがスタートしまして、令和2年、令和3年が伸びてまいりまして、令和3年度が427件の接種、32.9%の接種となっています。今で、大体11月末で287名ですので、大幅には伸びてはいないんですけども、令和元年からすると相当伸びているところでございます。

あと、キャッチアップ分につきましては、本市においては、医療機関等と話をしながら、9月に17歳から25歳までの接種の機会を逃された方全員に対してお知らせをいたしまして、10月から始まったところなんですけれども、10月が大体100件ぐらいです。通知をしてすぐの翌月でございます。11月現在が100名に届かないぐらいなんですけれども、これが3年間のうちに済ますという制度になっておりますので、今後も広報しながら、接種率のアップに努めてまいりたいと思います。

**○委員（中島由美子）** 副反応の、やはりいろいろありましたので、なかなか厳しいものはあり

ますが、政府広報などもしているんで、またしっかりとやっていただきたいということと、あと今回、4月から、今まで2価、4価のワクチンだったと思うんです。これが、大体効果が70%から80%の予防効果があると言われていたものが、今度9価ワクチンということで、ここはもうほぼほぼ予防ができる、九十何%の予防率、効果があるというふうに聞いております。これがしっかりと話合いがなされて、定期接種になりますよね。それもきちっとお知らせができるようにということで、厚労省から通知も来ていると思うんですけれども、しっかりと進めていただけるのか確認です。

**○市民健康課長（黒木 諭）** 子宮頸がんにつきましては、今、2価と4価が中心で、やはり2価よりも4価が当然接種が多い状態で、来年度から9価ワクチンがスタートするというので、予算要求については、9価に対応した要求をしております、今、庁内で審議をしております。

あと、9価ワクチンが、やはり現在のところ、薩摩川内市で対応できるといいますか、ワクチン自体を入れられている医療機関が少ない状態ですので、今後、医療機関とも協議をして、対応できる状態等を整えていきたいと考えているところで

**○委員（中島由美子）** しっかりと国のほうで定期接種化ということで決まってきたので、きちっとお知らせをしていただきたいということと、やはり3割程度の接種率で、仕方がないのかなと思うんですけれど、やはり積極的勧奨ということができるようになっていますので、政府広報もテレビでもCMがありますので、やはりこのワクチン接種と、予防接種と検診を併せ持って、若い人たちが子宮頸がんという病気にかからないということの本当に一助になると思いますので、しっかりとやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○委員（川添公貴）** 妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援等、これについてちょっとお伺いしたいと思うんですけれど、聞き方がちょっと悪かったのであれば、ごめんなさい。

理解しにくかったのが経済的支援の部分で、まず、経済的支援が10万円相当ってなっているんですけど、10万円相当の日本銀行券を配るのか、それとも金券を配る、ほかのチケットを配るのか

というのが1点。

それから、妊娠届出時5万円相当となっていますよね。その下の下の段で、令和4年4月1日以降に出産した者は10万円相当一括ですよね。ということは、今日現在で生まれている子については10万円を出すということですよね。それは理解したんですけど、その下の段です。事業開始時って、事業開始時は何年何月何日から事業開始というのをもう一回教えていただきたいということと、これが仮に令和5年4月1日からスタートとなったときに、現在妊娠している人は、この文章からいくと、「妊娠届出や」って書いてあるので、もう届出は済んでいるわけですよね。どうしたらいいのかということ、ここをもうちょっと教えていただければいいと思います。

まとめて言います。金券は欲しくないんで、やっぱり日本銀行券のほうが同じ券ならいいと思うんですけど、そこ辺の考え方が一つ。

それからもう一つ、伴走型相談支援の中で、各種いろんな支援があるわけですけど、必要な支援の例として、一時預かりというのが書いてあるんです。これがどのようなものかということをお教えしてもらいたいのと、多分、保育所、それから認定こども園とかで、そういう制度も設けていくという答弁になるだろうと思うんですけど、ここに「爺婆手当」を入れてほしい。生まれた子を預かるのは爺婆なんで、そこに経済的、こういうふうには言いませんけど、娘はお金を持ってこず子だけ連れてくるんで、お金は払うんです。前からずっと言っているんですけど、ここに爺婆手当というのを入れられないか。

これは切なる希望なんですけど、今の話は、3世代で同居したりという意味で、やっぱり支援をしていくべきだよねって、どうせそのお金は孫にやるんで、買ってやるんですけど、その部分は半分答えてもらえればいいんですけど、前段だけしっかりと答えていただければと思います。

**○市民健康課長（黒木 諭）** まず、妊婦・子育て支援の経済的支援の部分なんですけれども、10万円は、国は最初、クーポンで子育てに直接つながるよというお話でしたが、いろんな国民の意見等があって、最終的には現金もオーケーとなりました。

本市においても、やはり市民の声等を考えた

きに、まだ決定ではないんですけれども、現金支給を中心に今は考えているところでございます。これも、先ほど言ったとおり、詳細が示されたら確定してスタートしたいと思います。

あと、事業開始のタイミングなんですけども、これも、今国に質問をやり取りしている状態なんですけども、基本的には各市が事業をスタートしたタイミングです。例えば、2月1日で事業をスタートしますと、この説明で言いますと、委員がおっしゃるとおり、それより前に妊娠した人と分れてくるとは思いますが、その部分は臨機応変に、一括して10万円支払ってもいいということになっています。

とにかく、4月1日までに出産した人に、漏れなく10万円支給するというのと、事業が定着して、未来に向かっては、妊娠届を出されたタイミングで5万円払い、そして出生、生まれた届けをされたときに5万円払うというルールということです。

事業のタイミングによっては、その前後については一括して支給していくことになると思います。

**○医療対策監（古里洋一郎）** 私のほうから3点目です。

伴走型相談支援の、今回、これがやっぱり柱というのの一つになると思います。

ただ、内容が、今こちらにも記載しているんですけど、妊娠したとき、あるいは出産したとき、2歳までの育児のときの相談支援を中心に支援していくということで、今、川添委員が言われた、いろいろな育児の中での祖父母のおじいちゃん、おばあちゃんのほうは支援があると思うのですが、育児というよりも、いろいろとやっぱりこういう相談とかいうのがメインになります。

ただ、細かいのは、先ほど課長が言ったとおり、要綱がもう少し、来週ぐらいには示されると思います。Q&Aも具体的な相談支援の方法というのも記載されると思いますので、そちらを見ながら構築していきたいと思います。

ただ、先ほどの手当というのは、今のところはかなり厳しい、考えていないところでございます。

**○委員（川添公貴）** そういうことですよ。皆さん、経験がないかはよく分かりませんが、連れて帰ってきて、一時預かりをしながら、風呂に入れたり、飯を食わしたり、おしめを換えたり

ちゃんとやっていますので、そこ辺もよく考えて、爺婆に支給をいただくようにということです。

それはいいとして、先ほど4月1日までと、今、答弁の中で出たんですけど、政府は4月1日以降に生まれた方にも出すというような形で私は認識していたんですけど、令和5年4月1日以降ですよ。そこをもう一回確認したいというのが1点。

それから、同時に10万円出すという話を頂いたので、その間の通知をどうするのか。例えば、広報にもうぱ一んと載せてしまうのか、母子手帳を持っている方は大体把握されていると思うので、そこに対して通知を出すのか、そこ辺のしっかりと、組んでいらっしゃると思うんですけど、要綱を今後示されるということなんで、現段階で考えていらっしゃるところを教えてくださいと思います。

**○市民健康課長（黒木 諭）** 日付については、委員おっしゃるとおり、令和4年4月1日以降を拾うとともに、令和5年以降も、今、継続して実施していくと国は言っております。

あと、支給のやり方については、対象が700人程度でございますので、ただ広報紙に載せるというだけではなく、細かく対象者に連絡を取りながら、支給がしっかりできるように取り組んでいきたいと考えております。

**○委員（川添公貴）** ありがとうございます。その数が、少ないか多いか分からない、ですけど、そうしてやっていただければ、しっかりとバックアップというか、ちゃんといけるのかなと思うので、よろしくお願いしますと思います。

それから、二次救急病院群の輪番制についてなんですけど、なかなか話が難しいだろうと、一次、二次医療の救急搬送については、そこは十分分かるんです。輪番制を取っていただいている夜間救急、休日診療等について、市が幾らか補助は出しているわけなんですけれども、やはり問題は医師の確保、看護師の確保というところが多分重点的なところだろうと思うので、結論として、補助額を倍ぐらいに上げて、例えば補助を倍に上げますから、何とか対応できませんでしょうか。当然、鹿児島医大とかで支援をもらっているとは思いますが、

それとほかの診療所、病院、クリニック等の休んでいらっしゃる先生がいらっしゃる中から、例

えば応援で行くとかいう具合にしたときに、提案としてですよ、やはり金銭的なバックアップが必要だろうと思います。そこ辺も、ぜひ今後のこの話合いの中で、補助をもう倍ぐらい払ってでも、お願いしてでもやっていただくという方向を検討できないかどうか。

というのは、見ると、どうしても夜何かがあったときは救急で走りたいという心理がありますよね。それに応えていただくには、やはりそこにしっかりとした裏づけを、金銭的な面でしかないんでしょうけど、雇ってもらえるぐらいの裏づけをつけて、話合いに臨んでいただけるような方向がいいんじゃないかと思うんですけど、これからのことだと思いますけど、考え方を教えてもらいたい。

**○市民健康課長（黒木 諭）** この二次救急医療の問題については、この群輪番制が昭和50年にスタートしまして、当時は21の医療機関の協力がございました。その後、医師不足それから医師の高齢化等があって、今現在8病院で、主に医師会立市民病院と済生会川内病院さんが多くを担ってもらっております。

それに対して、本市は、ちょっと金額は忘れたんですけど、二千数百万円を医師会と協議をしながら、医師会の要望があって、それに対応して補助金を出していくというようなスタイルは取っているところでございます。

あと、医療従事者を確保する問題というのは、本当に難しい問題なんですけれども、今現在は、医師会立市民病院にその他のクリニックの先生とかが応援に行かれて、今、体制は担っていると聞いております。

いずれにしても、医師の働き方改革が始まれば、ますます医師の数が要するという話になって、そのような中、また二次群輪番に応援を頂くというのは、本当に難しい問題があると思います。

そこも含めて、一次医療と二次を今一括して見ていただいているんですけども、まずは一次を分けましょう、分けて負担を軽減しましょうということで、医師会と相談しているところです。

今後、医師会も来年度明け早々に医師会内のある医師を決められるということでございますので、それまで本市も一緒になって、様々な課題解決に向けて協議継続してまいりたいと思います。

**○委員（川添公貴）** すいません、素人考えで。お医者さんになられる方は結構いらっしゃるんですけど、鹿児島県で営業しようとか、鹿児島県で勤めようというのが少ないんであって、だからそこはやはり、聞く話によると、専門的な技術の関係で、大きなところに行って勉強したほうがいいとかということもあるらしいとは聞くんですけども、そこも踏まえて、やはり最終的には金銭面だろうと思います。

それこそ土木費を削れとは言いませんけれども、1億円ぐらいは削ってぼーんと出して、やっぱり命を守っていただく体制づくりを、市としても思い切って出すことによって、鹿児島大学の研修医の方を輪番で連れてくるとかということは可能なのかなって思います。

大変でしょうけど、ぜひこちらも有利なカードを持っていくことで協力体制ができるのかなと思っています。ぜひ頑張ってください。

**○医療対策監（古里洋一郎）** すいません、課長のほうが先ほど答弁しましたけど、今の協議の現状を少し話をさせてください。

課題としては、やっぱり一次救急、軽症者が多いということで、かなり医師会の方も苦勞されております。これをどうにかしないといけないというふうな思いでスタートしたんですが、開示の仕方、広報紙に結構今載っていると思います、夜間の。それらを見て来られる方、そちらのほうでコンビニ受診を控えてくださいとかいう周知もしているんですけど、そちらのまた徹底とか、やっぱり一番は軽症者を受け入れる体制、これをどうすればいいかというのを今協議をしているところで、例えば県内では、鹿屋市のほうの大隅広域夜間急病センターがあります。あと、鹿児島市のほうも夜間の急病センターもあります。

ただ、これらが、今の実態がどういう形で受入れをされているのかというのの実態の調査等もしているんですけど、委員に言われた一番はやっぱりマンパワー不足です。マンパワーの一番対応をどうするかという議論があって、医師会の方々にこの前アンケートも取って、どういう形であれば医師の方も協力していただけるのかというアンケート等も取っておりますので、それらの市内の医師の方、あるいは、先ほど言われた鹿児島大病院、鹿児島の病院の若い研修医、そういう方々

の雇用も視野に入れながら、今後、また年明けに議論を深めていきたいと思います。

先ほど、課長が言った担当の医師をとるか、この検討するための医師を理事の中から選任して、また協議を深めていきたいと思っております。いろいろとまた今後は報告をさせていただきたいと思います。また御協力、御理解、お願いしたいと思います。

**○委員（瀬尾和敬）** 甑島の薬局の出店についてお伺いします。

合併当初、甑島で薬局を経営している方が議員さんになりました。やがてその薬局は閉店されましたけど、恐らく人口減少による来客者の減少というのが原因だったと考えています。

そんな折、こうやって一社が甑に薬局を開店される、これは相当な研究・検討もされた結果だろうと思いますが、ここに住所を書いてあるんですが、これはそれぞれ診療所のほぼ近くに当たるところなんですか。

**○市民健康課長（黒木 諭）** 住所が記載ございますが、まず上甑町については、上甑支所の近くになります。下甑町については、支所の前に昔南日本銀行さんがあったのですけれども、その跡地に建設されると聞いています。

**○委員（瀬尾和敬）** これは人口の減少が激しい甑島にとって、採算ベースとかいろんなことも計算された上での出店計画だろうと考えています。

ただ、自分たちの我がまちにとっていいのは、診療所でそれぞれこれまで薬剤の処方をしてもらったのが、もしうまくいけばここでやってもらえると。

そうすると、我がまちにとっても、それからこの薬局にとってもプラスになるのかなと、そういうような思いがしているんですが、ここに検討していくというふうに結んであるんですけれども、ぜひこれを実現されるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○市民健康課長（黒木 諭）** 薬局については、委員おっしゃったように昔ございまして、その後もドクターがどうにか連れてこれないかって、頑張っておられたんですけれども、なかなかできませんでした。

このたび、阪神調剤薬局さんが、やはり大手ということで、薬の仕入れであつたりとか、いろい

ろな対策を講じて、甑島での営業を決断していただいたところです。

これについては、やはり今は医薬分業で、本土においても、もうほとんどの病院さんが院外になっています。

ただ、この課題が、上甑と下甑にできるということは、里と鹿島については離れる、門前薬局にはならないですので、そういった方々に対する処方はどうするかとか、あと若干薬の値段というのが院外のほうが高くなってまいります。その辺りも、阪神調剤薬局さんのほうでは、ジェネリック薬、後発薬を相当持っていращやるので、その辺りを応用することで負担の増も回避できると、いろいろな今協議をしているところでございます。

それらがまとまり次第、本市としても院外処方に向けて取り組むということで検討していくという記載をしているところです。

**○委員（瀬尾和敬）** ぜひ、これが実現するように骨折っていただきたいと思います。

ただ一つ、2店舗でされるわけですけど、薬剤師さんは一人でもいいわけですか。

**○市民健康課長（黒木 諭）** 薬剤師は、各店舗一人ずつ配置すると伺っております。

**○委員（井上勝博）** 先ほどの二次救急病院群輪番制のことですが、コロナの感染拡大との関係とか、それで不安になってとか、そういう関係はなかったのかということと、それから、何かただ医師会が、もう何とかしてくれと言ってきたのではなくて、何らかのこういう方向を考えているというのはあるんじゃないかと思うんですけども、その辺についてもう少し詳しくお聞かせ願えればありがたいです。

**○市民健康課長（黒木 諭）** この群輪番制による二次救急の場で、コロナ患者が増えて対応ができないという状況は聞いていません。とにかく二次というのは、やはり重篤な患者を診る義務がございまして、それに集中したいということ。

今、具体的にというお話がありましたが、先ほど対策監が言ったとおり、一次を受ける場所を別に作って、そこに一次患者は導くといいますか、受診を促すということで、二次患者と一次患者は分れるということになります。

ですので、一次救急患者を診る場所の在り方、

市と医療機関、こういった責任と立場でやっていくかということを今議論しています。

ちなみに、先ほど言いました鹿児島市さん、鹿屋市さんの例は公設民営で、建物は行政が造って、それを、運用を医師会に委託してやるという手法を取られているようです。その辺りも含めて検討していると。とにかく二次救急患者をしっかりと診る体制を取りたいということと、一次患者をしっかりと別の場所で診る手法はないかということとを今、具体には検討しております。

**○委員長（阿久根憲造）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

---

△障害・社会福祉課の審査

**○委員長（阿久根憲造）** 次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

---

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（阿久根憲造）** まず、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○障害・社会福祉課長（紙屋一郎）** 歳出から説明いたします。

予算に関する説明書の46ページになります。

まず、3款1項1目、事項、社会福祉管理運営費は、社会福祉法人指導・監査業務委託料の実績見込みを減額するものです。

次に、事項、生活困窮者自立支援事業費は、国庫支出金等精算返納金になります。

次に、同款同項2目、事項、一般障害者自立支援事業費は、生活のしづらさなどに関する調査に係る消耗品を計上するものです。

次に、障害者（児）自立支援事業費は、サービス給付費の今後の執行見込みにより、補助事業扶助費を増額するとともに、国庫支出金等精算返納金を計上するものです。

次に、事項、特別障害者手当等給付事業費は、国庫支出金等精算返納金になります。

次に、事項、地域生活支援事業費は、サービス給付費の今後の執行見込みにより、補助事業扶助費を増額するものになります。

次に、事項、障害児通所支援事業費は、審査手数料とサービス給付費の今後の執行見込みにより、補助事業扶助費を増額するとともに、国庫支出金等精算返納金を計上するものです。

次に、49ページになります。

同款3項1目、事項、女性・家庭・児童相談費は、相談件数の増などにより、女性・家庭生活支援相談員の費用弁償を増額するとともに、国庫支出金等精算返納金を計上するものです。

続きまして、歳入を説明いたします。

22ページをお開きください。

16款1項1目1節社会福祉費負担金は、歳出の扶助費の執行見込みに伴う、障害者自立支援給付費等負担金の増額です。

同目3節児童福祉費負担金は、歳出の扶助費の執行見込みに伴う児童発達支援センター給付費負担金の増額です。

次に、23ページになります。

同款2項2目1節社会福祉費補助金は、歳出の扶助費の執行見込みに伴う地域生活支援事業費補助金の増額です。

次に、24ページになります。

17款1項1目1節社会福祉費負担金は、歳出の扶助費の執行見込みに伴う障害者自立支援給付費等負担金の増額です。

同目3節児童福祉費負担金は、歳出の扶助費の執行見込みに伴う児童発達支援センター給付費負担金の増額になります。

次に、25ページになります。

同款2項2目1節社会福祉費補助金は、歳出の扶助費の執行見込みに伴う地域生活支援事業費等補助金の増額になります。

次に、26ページになります。

同款3項2目1節社会福祉委託金は、生活のしづらさに関する調査委託金になります。

**○委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（阿久根憲造）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（紙屋一郎）それでは、歳出から説明いたします。

予算に関する説明書の21ページを御覧ください。

3款1項1目、事項、社会福祉管理運営費と2目、事項、一般障害者自立支援事業費の職員給与費等は、ともに人事院勧告に伴う給与改定による増額補正になります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（紙屋一郎）口頭での報告となりますが、2件報告させていただきます。

1件目は、ヤングケアラー実態調査について報告いたします。

本市では、9月20日から10月20日に、市内の小学5年生から18歳、高校生世代計7,062人について調査を行いました。12月6日現在で、4,647人、65.8%の回答がありました。

公立の小学校・中学校では、学校内での調査となったため、回答率も高く、小学校では97.0%、中学校では92.1%となりました。高校生世代では、自宅への郵送による調査であったため等の理由で、18.0%と低い結果になりました。

この調査内容につきましては、3月定例会の生活福祉委員会で説明したいと考えているところで

す。

次に、電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金、非課税世帯への5万円の給付金になりますが、進捗状況について報告いたします。

非課税世帯分につきましては、11月18日に確認証を1万3,459件送付いたしております。現在、その返送があるところで、12月14日現在で1万1,269件、83.7%の返送がありましたが、12月15日支払分までで9,265件、4億6,325万円を支給しております。

また、家計急変世帯、いわゆる非課税世帯に準ずる世帯についても、11月21日から受付を行っております。同じく、12月14日現在で66件の申請があり、12月15日支払分までで43件、215万円を支給しております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、14時50分とします。

~~~~~

午後2時40分休憩

~~~~~

午後2時49分開議

~~~~~

○委員長（阿久根憲造）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました、議案第128号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）それで

は、歳出について御説明させていただきますので、予算に関する説明書の４８ページをお開きください。

３款２項３目介護保険対策費の増額補正は、１８節負担金補助及び交付金は、説明欄の丸の２番目地域介護・福祉空間整備事業費について、１事業所の浴室改修事業に係る補助金であり、国からの内示を受けて増額するものであります。

２２節償還金利子及び割引料は、国庫補助の前年度の低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う減額であります。

２７節繰出金は、後ほど介護保険事業特別会計において御説明いたしますが、人事異動等に伴います給与費の減額及び介護認定審査会費の委員等報酬、費用弁償の実績見込み等に伴う減額補正であります。

次に、同項５目特別養護老人ホーム費の増額補正は、１０節需要費において特別養護老人ホーム鹿島園のガス給湯器修繕に伴う増額で、１１節役務費は特別養護老人ホーム甌島敬老園のデイスーパー車両の老朽化に伴い、車両の登録抹消及び処分手数料の増額で、１４節工事請負費は、同じく特別養護老人ホーム甌島敬老園の非常用発電機について、設置から２９年経過し、老朽化により修繕を行いながら使用しておりましたが、今後更に不具合が生じる可能性が高く、部品調達も困難となっており、緊急時の対応に問題が生じるおそれがあるため、改修工事を実施するものであります。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、２３ページをお開きください。

１６款２項２目民生費補助金２節老人福祉補助金の増額補正は、歳出で御説明いたしました地域介護・福祉空間整備等交付金の国からの内示に伴うものであります。

次に、２４ページをお開きください。

１７款１項１目民生費負担金２節老人福祉費負担金の増額補正は、低所得者保険料軽減負担金の令和３年度分の県分の追加交付であります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第１３５号 令和４年度薩摩川内市
介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第１３５号令和４年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まずは、歳出から御説明させていただきますので、予算に関する説明書の１９２ページをお開きください。

１款１項１目総務管理費の減額補正は、人事異動に伴います給与費の減額であります。

次の１９３ページ、１款３項１目介護認定審査費の減額補正は、１節報酬は、介護認定審査会に係る委員報酬で、審査会の開催回数の減に伴います減額で、７節報償費は、介護認定審査会の委員の任期が令和５年３月３１日まででありますけれども、令和５年４月より新たに委員になれる方に対して、３月中に審査委員新人研修を受講していただくための受講に係る報奨費の増額補正であります。

８節旅費の減額補正は、審査会の開催回数の減に伴います減額で、１０節需用費は、訪問調査に係る公用車の燃料費等の増額補正であります。

１１節役務費の減額補正は、主治医意見書作成手数料の実績見込みに伴う減額であります。

次に、１９４ページをお開きください。

５款２項１目一般介護予防事業費の減額補正は、会計年度任用職員の退職に伴う報酬の減であります。

次の１９５ページの５款３項４目任意事業費の減額補正は、これにつきましても会計年度任用職員の退職に伴う報酬の減であります。

同じく、同項８目認知症総合支援事業費の減額補正は、研修会がリモート研修に変更されたことによる旅費の減であります。

次に、１９６ページをお開きください。

７款１項１目介護給付費準備基金積立金の増額補正は、歳入で御説明いたしますけれども、前年度繰越金確定に伴います増額補正であります。

次の１９７ページの１０款１項２目償還金の増額補正は、令和３年度分の介護給付費確定に伴う国庫支出金等の精算返納金になります。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、186ページをお開きください。

4款2項4目地域支援事業交付金の減額、次の187ページの5款1項2目地域支援事業支援交付金、次の188ページの6款3項1目地域支援事業交付金、次の189ページの9款1項1目一般会計繰入金の4節地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び5節地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の減額は、歳出で御説明しました、一般介護予防事業費等の報酬の減額補正に伴い減額するものでございます。

同目11節その他一般会計繰入金の減額は、歳出で御説明いたしました総務管理費及び介護認定審査費の減額補正に伴い減額するものであります。

次に、190ページを開きください。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金の減額補正は、次の191ページの10款1項1目繰越金の確定に伴い、9款2項1目の介護給付費準備基金繰入金を減額し、10款1項1目の繰越金を増額するものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）もしかしたら、いつものことなのかもしれませんが、介護給付費準備基金繰入金を1億6,626万円、金額的に大きいのかどうか分からないんですが、でも、1億円ぐらい減額なんですけれども、介護給付費が見込みより要らなかったという解釈でよろしいですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）ただいまの御質問ですけれども、給付費の減ではなくて繰越金が多くなったので、その分の財源があったので、基金繰入れを減らしたということでございます。

○委員（井上勝博）繰越金は、結局給付費が、思うように使っていなかった、使わなかったということではないんじゃないんですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）つまり前年度、令和3年度分の給付費が、当初予算見込みよりも若干少なかったということだと思います。ということです、すいません。

○委員（井上勝博）それは、もう通常そういう傾向なんですか。そういう何か原因というのはあ

るんですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）給付費の見込みにつきましては、さすがに予想ができませんので、ある程度最大値で見込んでおりますので、その分の繰越しは多くなるということです。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まず、歳出について御説明させていただきます。

予算に関する説明書の22ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費の増額補正は、給与改定に伴うものでございます。

次に、同項3目介護保険対策費の増額補正は、後ほど介護保険事業特別会計において御説明いたしますが、給与改定に伴います繰出金の増額でございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めま

す。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第146号 令和4年度薩摩川内市
介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第146号令和4年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まずは、歳出から御説明させていただきますので、予算に関する説明書の120ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費の増額補正及び次の121ページの5款2項1目一般介護予防事業費の増額補正は、給与改定に伴うものでございます。

次に、122ページをお開きください。

7款1項1目介護給付費準備基金積立金の減額補正は、先ほど説明いたしました給与改定に伴います1款1項1目総務管理費及び5款2項1目一般介護予防事業費の増額補正及び次の10款1項1目第1号被保険者保険料還付金の増額補正に伴います基金積立金の減額補正であります。

次の123ページ、10款1項1目第1号被保険者保険料還付金の増額補正は、当初の予定より還付すべき介護保険料が増大したため増額を行うものであります。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、116ページをお開きください。

4款2項4目地域支援事業交付金、次の117ページの5款1項2目地域支援事業支援交付金、次の118ページの6款3項1目地域支援事業交付金、次の119ページの9款1項1目一般会計繰入金は、歳出で御説明いたしました給与改定に伴い、それぞれの負担割合に応じて増額補正を行うものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

△保護課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、保護課の審査に入ります。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第128号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）初めに歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の50ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきまして増額補正を行うものであります。補正の内訳としまして、給与・職員手当等につきましては、10月の人事異動に伴う減額補正であります。

次の委託料・備品購入費につきましては、令和5年度中から全国一律に導入される医療扶助のオンライン資格確認の導入に際し、必要となる生活保護システムの改修等を行うものであり、100%補助対象となっています。

また、国庫支出金等精算返納金は、生活保護費等国庫負担金の確定に伴い、令和３年度中に多く受け入れた国庫負担金を返納するために増額補正するものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

２３ページをお開きください。

１６款２項２目民生費補助金４節生活保護費補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備等補助金、歳出で説明いたしました医療扶助のオンライン資格確認の導入、１００％補助対象分の増額補正を行うものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第１４０号 令和４年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました、議案第１４０号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）それでは、一般会計補正予算、歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書の２４ページをお開きください。

３款４項１目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきまして、増額補正を行うものであります。補正の内訳としましては、人事院勧告に伴う給与職員手当等の増額補正であります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより

所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第１２８号 令和４年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第１２８号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○課長代理（吉満直哉）それでは、一般会計補正予算第９回補正、歳出から御説明いたしますので、予算に関する説明書の４９ページをお開きください。

３款３項１目児童福祉総務費のうち、本課分は右側、説明欄の事項、児童福祉管理運営費で、国庫支出金等精算返納金として、保育所等への一時保育や延長保育等１３事業のほか、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（独り親世帯以外分）支給事業の令和３年度分事業確定に伴う精算返納金になります。

次に、３款３項２目児童措置費、事項、児童手当福祉費は、国庫支出金等精算返納金で、国庫分の児童手当交付金及び子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の令和３年度事業実績分に係る精算返納金になります。

次に、３款３項４目保育園費、事項、保育所運営費は、令和３年度分の子どものための教育・保育給付交付金及び施設等利用給付事業に係る精算返納金になります。

次に、３款３項５目母子福祉費、事項、母子福祉対策事業費は、独り親家庭等の高等職業訓練等の給付事業に係る令和３年度分の精算返納金で、次の事項、児童扶養手当福祉費も、令和３年度分の児童扶養手当及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（独り親世帯分）支給事業費確定に伴う精算返納金になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、予

算に関する説明書の22ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金のうち、本課分は、令和3年度分に係る児童手当交付金の追加交付分になり、負担率は、ゼロ歳から3歳未満は45分の37、それ以外は3分の2です。

次に、24ページをお開きください。

17款1項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金のうち、本課分は、先ほどの国庫分と同様、令和3年度分に係る児童手当県負担金の追加交付分になり、負担率は国庫負担金を除いた部分の2分の1です。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今の、返納金のことなんですけど、学童の方から言われているんですが、これまで通常時間が、例えば何時間かやっていたんだけど、一人の方がいるときも、それは人件費は見られないよということで、国の監査が入って、返納せざるを得なくなったという話を聞いたんですが、それはこの返納金との関係はあるんでしょうか。

○課長代理（吉満直哉）その返納金とはまた別の、事業の確定に伴う精算返納金になります。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止してありました議案第140号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○課長代理（吉満直哉）それでは、一般会計補正予算第10回補正、歳出を御説明いたしますので、予算に関する説明書の23ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費は、右側説明欄に記載の事項、児童福祉管理運営費は、人事院勧告

に伴う給与費等の増額調整になります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○課長代理（吉満直哉）それでは、口頭ではありますが、令和4年度に実施しております子育て世帯生活支援特別給付金について現状報告をさせていただきます。

まず、令和4年6月に支給を開始しました、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の独り親世帯分について、対象者は令和4年4月の児童扶養手当受給者で、支給額が児童一人当たり5万円の給付金ですが、令和4年11月末現在、875世帯、対象児童1,388名分、6,940万円を支給しております。

次に、同じく令和4年6月から支給を開始した同給付金の独り親世帯以外の世帯分ですが、対象者は市民税非課税である令和4年4月分の児童手当、特別児童扶養手当の受給者及び高校生のみの養育者で、支給額は児童一人当たり5万円になり、令和4年11月末現在、427世帯、対象児童921名分、4,605万円を支給しております。

なお、両給付金は、市広報紙やホームページに掲載し、周知しておりますが、令和5年2月28日が申請期限となっております。

また、独り親世帯以外の世帯分では、2月末までに出生した新生児までが対象となり、新生児分に限っては3月15日まで申請を受け付けることになっております。

このことから、再度市広報紙に掲載し、周知を図ることとしております。

最後に、これらの実績については、次回以降の市議会定例会委員会において、資料により報告させていただきます予定です。

○委員長（阿久根憲造）ただいま、当局の説

明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほど言いかけたことなんですけれども、児童クラブです。一人で見ている時間と二人で見ている時間があって、一人で見ている時間というのは、国の補助金の対象にならないということで、一括して返納ということになってしまったという、そういう話なんですけれども、それは本当のことですか。

○課長代理（吉満直哉）そのとおりでございます。

○委員（井上勝博）それは複数なんですか、何か所ぐらいの児童クラブなんですか。

○課長代理（吉満直哉）保育担当主幹から答弁させます。

○委員長（阿久根憲造）お願いします。

○保育担当主幹（大谷知子）返納金に関してなんですけれども、一応会計検査院のほうから通知がありまして、今回、数分に関しましては6児童クラブになっております。

○委員（井上勝博）6児童クラブもあるということは、一つの児童クラブがちょっとミスしたということではなくて、市のほうにも、それを見逃していたというか、それでいいと思っていたということがあったんじゃないかと思うんですけど、市のほうの責任というのは全くないんですか。

○課長代理（吉満直哉）そこにつきましては、また国、県などの指導等も仰ぎながら、適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

○委員（井上勝博）やっぱりそのぐらいはいいだろうというようなというか、そもそも児童が少ないときに、二人体制は必要ないだろうということで、初めと終わりの頃みたいですけれども、1時間ぐらいずつ一人のときがあったと。それがちゃんと記録されているのを見て、国の監査のほうからは、それはもう補助対象にならないからということで、今までの分は全部返してくださいということだったらしい。金額的に非常に大きいわけで、児童クラブにしてみれば大変なことになっているわけですね。

だから、これを児童クラブの責任にしていんだろうかと。児童クラブとしては、そういうことを今までやってきて、何も言われなかったから、

それができるんだろうと書いていたんだろうと思うんです。だから6か所も、6児童クラブも出てきているわけですので、それを全額負担させているんですか、その児童クラブに、その返納は全部児童クラブにさせているんですか。

○課長代理（吉満直哉）児童クラブの関係に関しましては、薩摩川内市に限らず他の自治体でも同様の事例があったと聞いております。

これに関しましては、国、県の通知などもしっかり周知伝達を図っておるところなんです、そこに漏れがあったのか、そういった原因に関しましては、私どものほうも現在確認をしておるところでございます。

○保健福祉部長（小柳津賢一）今、代理のほうで御説明したのに若干補足をさせていただきますと、事案の概要としては今の説明のとおりです。

ただ、責任の所在等々、先ほどから、委員から御質問がございました。私どもも補助金の運用に対して、要綱等の解釈が十分でなかった部分はあるかもしれませんが、ただ、先ども代理が申し上げたとおり、私ども以外にも、県内にも全国的にも多数あったということで、具体の事例について会計検査があって返納命令が出たわけではないです。そういう事案が多々あるという中で、全国で調査をされて、そのときに、それで初めて私どもも分かってしまったと。

これ、ちょっと非常に言い訳めいたことになるかもしれませんが、責任の所在云々についてはこれから調査をして、県とも十分協議をしながら対応したいというふうに思っております。

ただ、補助金の返納の手續上言いますと、これはあくまでも一般論ですけれども、私どもの市を通じて国から頂いた補助金、その補助金相当額は、末端のクラブに行っている部分を、金額相当は同金額返さないといけないことになりますから、言い方は悪いんですけど、児童クラブだけに責任を押しつけているということではございませんので、そこは十分御理解いただきたいと思います。

○委員（井上勝博）いや、だから、一括して返納とかというふうにしないで、例えば分割をするとか、何らかのやりやすい方向というか、負担にならない方向というのは考えていらっしゃるんですか。

○保健福祉部長（小柳津賢一）その部分も含

めて、今後、たしかに児童クラブの方々ができるだけ負担にならんような対応は、可能な範囲で何ができるのかというのは、十分に調整したいというふうに思います。

○委員（井上勝博）それからもう一点聞いているのは、年度末までにいろんな補助金があっても、それを使い切らなきゃいけないけれど、使い切った後に、次の運営補助金をもらうのにちょっとタイムラグがあるために、運営資金を個人から借りて、そしてまた後で返すというふうにやっているということを聞いたんですけど、それはほかでもやっている聞いたんですけども、そんな実態があるんでしょうか。

○課長代理（吉満直哉）補助金の入金が、年度当初からしばらくしてから入ってくるまでの間の運営が、ちょっとなかなか大変だというお声は聞いておりまして、こちらのほうとしてもできるだけ早い、概算払いとかで支給をする方法を取るような形を取っております。

○委員（井上勝博）個人から借金をせざるを得ないという実態があるわけですので、それはやっぱりそもそもおかしい仕組みになっているということですので、例えば市が一旦貸してあげるとか、そんなことも考えてもらうことはできないんですか。

○課長代理（吉満直哉）今後も、園のそういった運営の状況を細かく聞き取りながらだと思うんですが、できる限り早めの概算払いの執行とかという形でつなげて、園の運営がうまく回るように協力してまいりたいと思っております。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第128号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中

止しておりました議案第128号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、まず歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書、第9回補正の47ページを御覧ください。

47ページ、下段のほうになります。

3款1項4目国民年金費の減額及び51ページを御覧ください。4款1項5目国民健康保険対策費の増額につきましては、それぞれ人事異動等に伴います職員給与等に係る補正となっているところでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただきまして、33ページを御覧ください。

22款5項4目雑入において、保険年金課分は4番目の丸に記載しております後期高齢者医療制度事業費補助金を増額補正しております。こちらは、令和3年度療養給付費負担金精算に伴う還付分でございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、議案第128号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしました。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第133号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第133号令和4年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書、第9回補正の157ページを御覧ください。

2款6項1目傷病手当金につきましては、厚生労働省通知により、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給対象期間の延長が示されたこと、また、感染者数の増加等により当初の見込みより実績が増えたことに伴い増額補正をするものでございます。

次に、158ページを御覧ください。

9款1項1目国民健康保険基金積立金につきましては、令和3年度繰越金確定に伴い増額補正をするものでございます。

前にお戻りいただきまして、155ページを御覧ください。

歳入についてでございます。

6款2項1目保険給付費等交付金につきましては、歳出で御説明いたしました2款6項1目傷病手当金の増額に伴うもので、同額を補正計上しております。

次に、156ページを御覧ください。

10款1項2目繰越金につきましても、歳出で御説明いたしました令和3年度繰越金の確定に伴い同額を補正計上したものでございます。

最後に、債務負担行為について御説明いたします。

152ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正は、国民健康保険税納税通知書作成等業務委託の限度額を変更するものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今の傷病手当金のことなんですが、概要では、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または感染が疑われる者に対して支給の対象となる期間の傷病手当金を支給するものということで、支給額は1日当たりの給与収入額の3分の2掛ける対象期間ということになっていますが、これは、例えば自宅療養とかも含まれる

んですか。そして、感染が疑われる者というのは、例えば濃厚接触者も含まれるという解釈でいいのでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂）傷病手当の概念を申し上げますと、今回の新型コロナウイルスに感染した者、または発病等の症状があり感染が疑われる者、そういう方が、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から、労務に服することのできない期間を補償するものでございます。ですので、委員が御質問された件については対象になります。

○委員（井上勝博）濃厚接触者ではないということですね。疑われるというのは、発熱か何らかのということですね。

それで、これを証明する自宅療養証明書は、どのような手続をすればもらえるんですか。

○保険年金課長（山元 茂）主幹のほうから答えさせます。

○国保担当主幹（森山一美）傷病手当金の申請について申し上げます。医療機関の証明を通常は頂くんですけども、医療機関の証明がない場合は、保健所の証明か、あと厚労省のアプリでありますMyHER—SYSの画面等で確認をさせていただいております。

○委員（井上勝博）一般の方々みんな知っているのかなと思うんですけども、MyHER—SYSと言いましたっけ、私もそれをやってみただけで、よく分からなかったんです。これはもう保健所に連絡して、発行してもらおうということができるということですね。

○国保担当主幹（森山一美）保健所のほうで通常は証明が出るんですけども、MyHER—SYSのほうでは、保健所からIDのコードを教えてもらって画面を展開していくものなので、保健所に確認を取っていただければ大丈夫です。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めま

す。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造） 御異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第136号 令和4年度薩摩川内市
後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造） 次に、議案第136号令和4年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂） では、歳出について御説明いたします。

予算に関する説明書、第9回補正の210ページを御覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者から徴収した後期高齢者の保険料を広域連合に負担金として納めるものでございます。本賦課による徴収実績見込みにより、今回、増額補正するものでございます。

次に、211ページを御覧ください。

3款1項1目健康保持増進事業費につきましては、一体的実施推進事業におきまして、年2回開催することといたしておりました高齢者の保健事業と介護保険の一体的実施に係る地域医療等関係団体協議会が、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、8月開催分を书面開催いたしましたことで、係る経費が不要になったことに伴いまして、減額補正をするものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、208ページを御覧ください。

5款1項1目繰越金につきましては、令和3年度繰越金確定に伴い増額補正をするものでございます。

次に、209ページを御覧ください。

6款5項5目雑入につきましては、歳入で御説明いたしました3款1項1目健康保持増進事業の一体的実施推進事業に係る補正額と同額を補正計上したものでございます。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第140号 令和4年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造） 次に、審査を一時中止しておりました議案第140号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂） それでは、歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書、第10回補正の21ページをお開きください。

保険年金課分は下段からになります。

3款1項4目国民年金費の増額及び、25ページを御覧ください。4款1項5目国民健康保険対策費の増額、並びに同款同項7目後期高齢者医療対策費の増額につきましては、それぞれ国家公務員に係る一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、これに準じて職員等の給与改定経費等を措置するための補正となっております。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第140号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について

て、質疑は全て終了いたしました。

これより、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第147号 令和4年度薩摩川内市
後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第147号令和4年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、歳出について御説明いたします。

予算に関する説明書、第10回補正の135ページを御覧ください。

3款1項1目健康保持増進事業費につきましては、一体的実施推進事業に係る人件費において、国家公務員法に係る一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、これに準じて職員等の給与改定経費等を措置するため、増額補正するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、134ページを御覧ください。

4款1項1目一般会計繰入金については、歳出で御説明いたしました人件費分の補正額と同額を計上するものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほど言いかけてましたが、マイナンバーカードの普及ということで、国のほうで突如として保険証を廃止するという話が出ていますが、マイナンバーカードを作らないという人もいるわけで、私もそうなんですけれども、そういった場合に、保険証を廃止されたらどうなるのかという、その辺についてどういう情報になっているか教えてください。

○保健福祉部長（小柳津賢一）答弁を課長にさせます前に、私のほうから、申し訳ございませんが、ちょっと一言だけお断りを。

先ほど何か市民課の審査のところ、今、委員の御指摘の話があって、マイナンバーカードの保険証としての利用について、あたかも保険年金課が担当のような説明があったというふうに、私もちょっとその場のやり取りをオンラインで見えていなかったもので、正確には分からないんですけど、そういう話があったというのを伺いましたけれども、あくまでも保険年金課が情報等で持っていて御答弁できますのは国保の関係で、もちろん保険年金課が情報を集めたりしておりますから、その観点の前提だということで、そこは御理解いただきたいと思います。答弁はこれから課長にさせます。

○保険年金課長（山元 茂）ただいまの委員の御質問の中で、回答と申しますか、結果を申しますと、今、マイナンバーを取得していない方の保険証の取扱いについては、はっきりとした方針は出ておりません。

ただ、国民健康保険の情報を国保実務という、官報に似たような書類があるんですけども、そういうものの中で、時系列で話をいたしますと、政府が10月13日にマイナンバー制度の健康保険証の一体化をすること、それが2022年度骨太方針に入っていたものに対して、河野大臣のほうから、令和6年の秋頃には、そういうマイナンバー法に全て切り替えて保険証を廃止するという情報が出ております。

それに対して、あらゆる機関からも同じような意見が出ておるんですけども、結果としまして、現時点では保険証の完全廃止を進める方法は考えているけれども、具体の、マイナンバーを手元に置かない方、もしくは諸事情で、そういう方についてどのような取扱いをするかということは、今後、国のほうでも協議をしていくということでございますので、そちらの情報が入る中において対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（阿久根憲造）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（阿久根憲造）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。現在のところ現地視察は予定しておりませんが、今後必要となった場合には、その手続を委員長に一任いただきたいと思います。については、そのように取り扱うことで

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△閉会

○委員長（阿久根憲造）以上で、生活福祉委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 阿久根 憲 造